

伊 予 市 第3次障がい者計画

(令和3年度～令和8年度)

第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

伊 予 市

はじめに

伊予市では、平成30年3月に伊予市第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を策定し、「障がいのある人もない人も誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う思いやりのあるまちづくり」を目指し、障がい福祉施策に取り組んでまいりました。



この間、国においては、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」及び「発達障害者支援法」等が改正され、様々な障がい者施策が進められるとともに、地域共生社会の実現に向け、「複合化・複雑化した生活課題への対応のため、断らない相談支援などの包括支援」を強化する方向性が示されました。

このような社会情勢の変化を受け、このたび「伊予市第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画に挙げた事業を着実に実施し、また、令和2年12月に市内で運営開始されました「児童発達支援センター」による地域支援機能を強化することにより、障がいのある方がライフステージごとに支援を受けながら、自らの意思決定により地域生活を営むことができる共生社会の実現に向けて邁進してまいります。市民及び関係者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり御尽力いただきました「伊予市障害者福祉計画策定審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見を賜りました皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

伊予市長 武智 邦典

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	8
第2章 障がい福祉の現状と課題	9
1 障がいのある人等の概況	9
2 第2次計画における重点目標の取り組み状況	16
3 取り組むべき主な課題	20
第3章 第3次障がい者計画	32
1 基本理念	32
2 基本方針	33
3 施策の展開	34
4 重点的な取り組み	36
第4章 第6期障がい福祉計画	40
1 障がい福祉計画における成果目標	40
2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策	46
3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	52
第5章 第2期障がい児福祉計画	56
1 障がい児福祉計画における成果目標	56
2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策	57
第6章 計画の推進	61
1 計画の推進に当たって	61
2 計画の進行管理	63
資料編	64
1 伊予市障害者福祉計画策定審議会条例	64
2 伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿	66
3 伊予市障害者自立支援協議会の体系	67
4 策定経過	68
5 障がい者・障がい児アンケート調査結果（抜粋）	68

表紙の紹介

田中潤也さん（双海町上灘） 1999年1月生まれ

小学2年生の時、自宅前で交通事故にあい、頸髄損傷の四肢麻痺となる。

小学校の先生の勧めで小学5年生の時に口で筆をくわえて習字を始めたのがきっかけで、絵を描き始める。現在は就労継続支援A型事業所で動画編集の仕事に携わる傍ら、絵画教室に通うなどして研鑽を積んでいる。世界の障がいのある芸術家が参加する「口と足で描く芸術家協会」の所属画家としても活躍している。





第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 障がい福祉をめぐる国の動向

国では平成18年に国際連合が採択した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けて、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

さらに、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）では、制度の谷間のない支援提供や法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

なお、平成30年4月には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

また、平成30年6月には文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性や能力の発揮、社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年6月には障がいの有無に関わらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を目指して「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。さらには令和3（2021）年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした障がい者スポーツの機運も高まっており、障がいへの理解や障がいのある人の社会参加の促進に向けた取り組みが一層強化されています。

■平成 28 年以降の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
平成 28	障害者差別解消法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成 30 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> 雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
	成年後見制度利用促進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度利用促進基本計画の策定 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援地域協議会の設置 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
平成 30	障害者基本計画（第 4 次）策定	
	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 計画策定が努力義務化（地方公共団体）
平成 31	障害者文化芸術推進計画策定	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
令和 1	【改正】障害者雇用促進法 ※令和 2 年 4 月施行	<ul style="list-style-type: none"> 障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

(2) 国の基本指針の見直しのポイント

国においては、第6期障がい福祉計画等の策定に向けて以下のように基本指針が見直されました。

1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・グループホームの整備等、地域での暮らしを継続することができるような体制の確保

2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症に対する取り組み

3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労移行支援、就労定着支援の取り組みを推進
- ・新たな成果目標の設定（就労定着支援事業の利用者数、農福連携、大学在学中の就労移行支援事業、高齢障がい者における社会参加・就労等）

4) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・「断らない相談支援」「社会とのつながりや参加の支援」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制に関する基本的な姿勢・理念の追加

5) 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等の支援体制を確保
- ・発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保

6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

■聴覚障がい児の早期支援の推進

- ・難聴児支援のための中核機能の整備（児童発達支援センター、特別支援学校等）や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築

■児童発達支援センターと障害児入所施設の果たすべき役割の明記

■18歳以降の支援の在り方についての協議のための体制整備

■都道府県・市町村障害児福祉計画におけるニーズの把握

- ・重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズ把握に関する取り組み

7) 障がい者の社会参加を支える取り組み

- ・障がい者の文化芸術活動を通じた社会参加の促進
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備の推進

8) 障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの円滑な実施に向けた取り組みの推進（研修体制の充実、協議会の活用、監査の適正実施とフィードバック等）

9) 福祉人材の確保

- ・障がい福祉事業の提供体制の確保と併せて、それらを担う人材確保の必要性を明記

(3) 伊予市の取り組み

伊予市（以下「本市」という。）では、平成30年3月に市の障がい者施策の基本的な事項を定める「第2次障がい者計画」の見直しと、障害福祉サービス等の見込量の確保のための方策を定める「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりの実現を目指してきました。また、計画の中で「障がいへの理解促進」「暮らし、社会参加や学びへの支援」「働き方への支援」「保健・医療の充実」「情報提供の充実」「共に生きる地域社会」を重点目標に定め、取り組みを進めてきました。

この度、「第2次障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」が計画期間終了を迎えることから、これまでの障がい者福祉を取り巻く環境の変化や国や県の動向を踏まえ、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の実績や計画の進捗状況を確認し、改めて障がいのある人のニーズや課題を把握した上で、「第3次障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

また、計画の推進に当たり、国際的な共通目標である「SDGs（Sustainable Development Goals＝持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない」の理念に基づき、誰もが安心して暮らしていくことのできるインクルーシブなまちづくりを目指します。

「持続可能な開発目標」（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標です。「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げており、障がい福祉に関する目標としては「不平等」（差別解消）や「教育」（インクルーシブ教育）、「経済成長と雇用」（障がい者の雇用）等が挙げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「伊予市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」として、障がい者等の状況等を踏まえ、本市における障がい者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

また、「伊予市第6期障がい福祉計画」は「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「伊予市第2期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者基本法抜粋

第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

児童福祉法抜粋

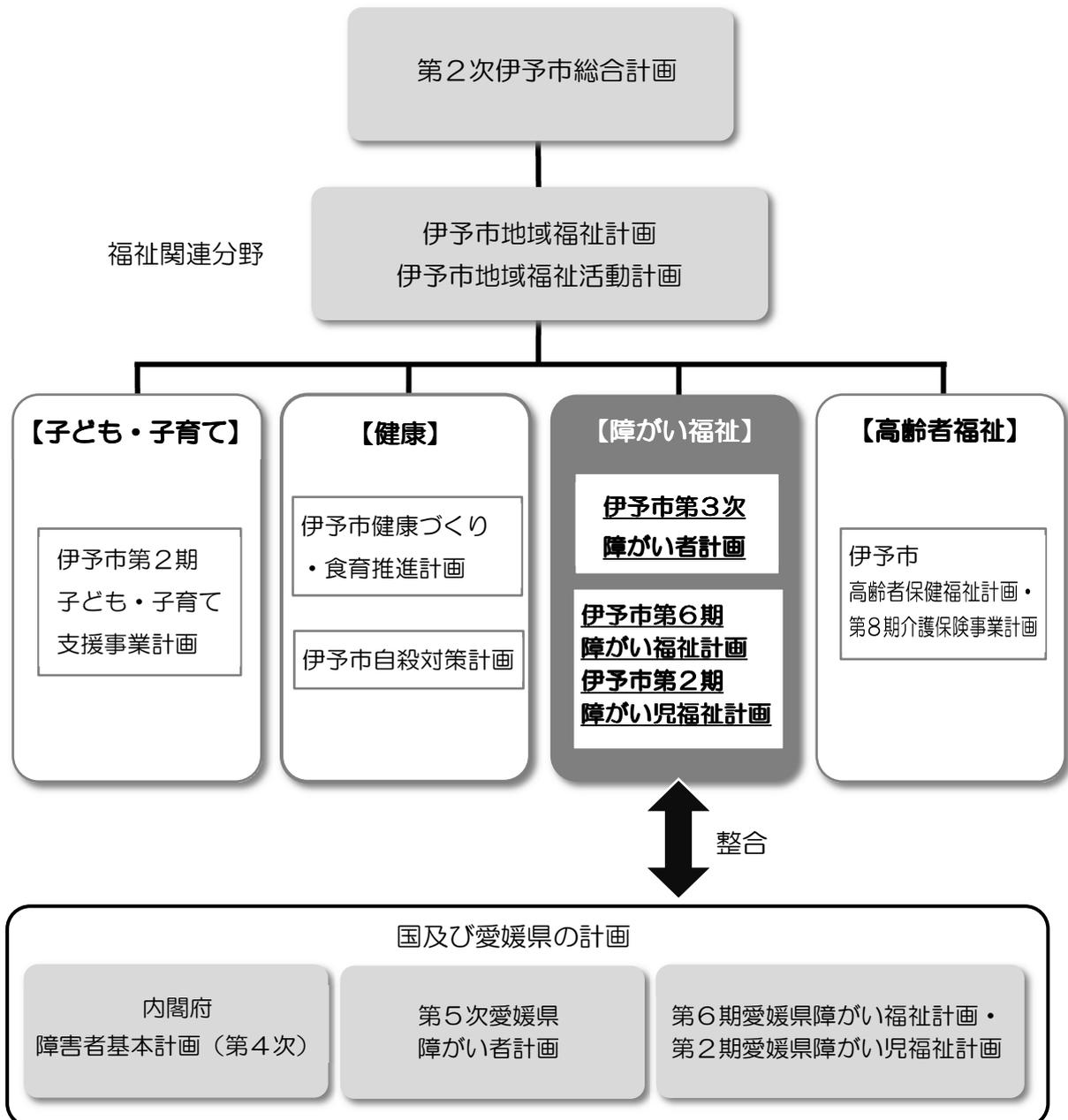
第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

(2) 他計画との関連

本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」、愛媛県の「第5次愛媛県障がい者計画」「第6期愛媛県障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」との整合性を踏まえ策定しています。

また、「第2次伊予市総合計画」を上位計画とし、「伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画」、「伊予市第2期子ども・子育て支援事業計画」「伊予市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。



3 計画の期間

「伊予市第3次障がい者計画」の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

「伊予市第6期障がい福祉計画」及び「伊予市第2期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間とします。

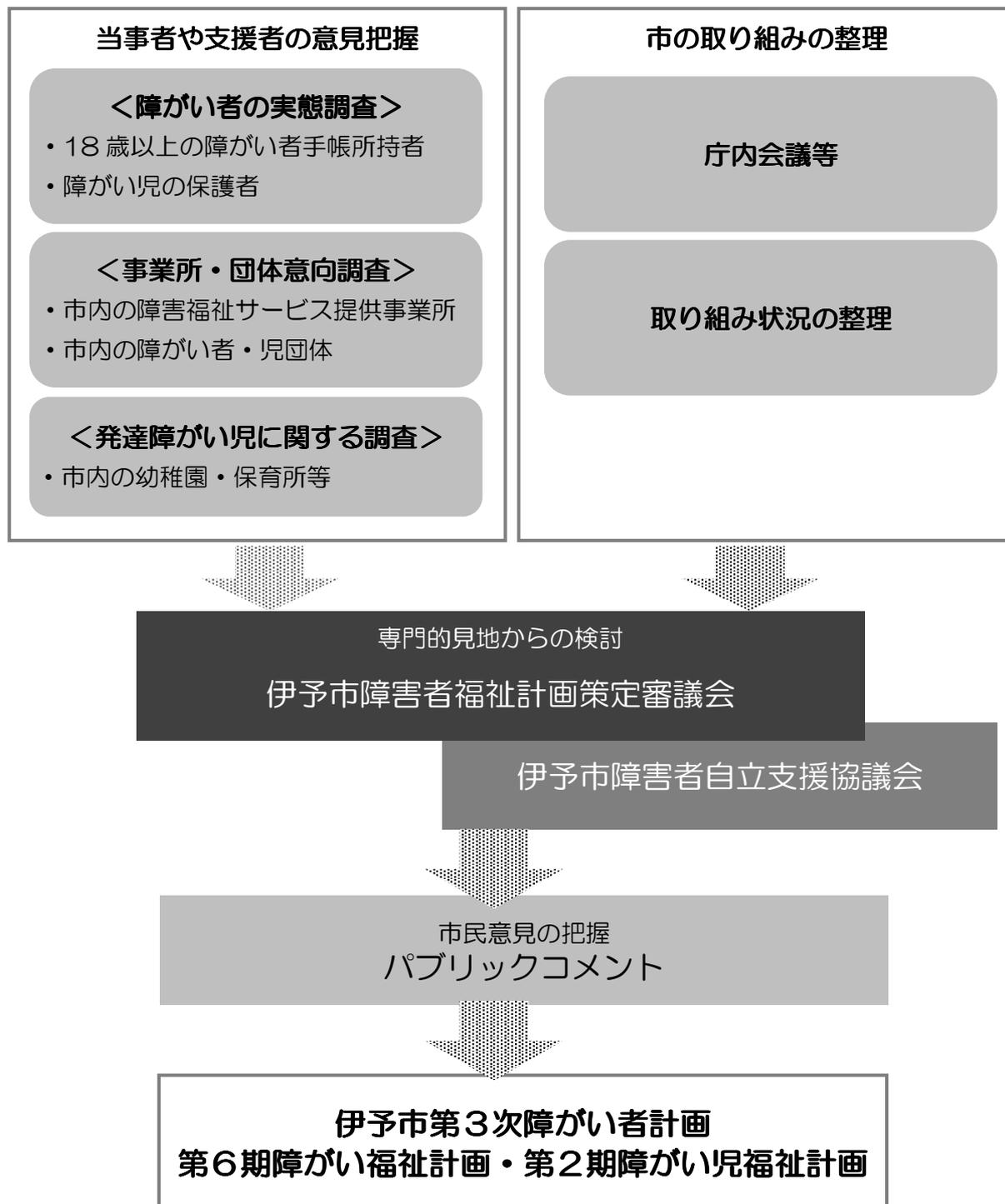
なお、計画期間中においても、国の動向等により必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	第2次計画			第3次計画					
障がい 福祉計画	第5期計画			第6期計画			第7期計画		
障がい児 福祉計画	第1期計画			第2期計画			第3期計画		

4 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がい者手帳所持者への実態調査や障害福祉サービス提供事業所・関係団体へのアンケート調査等の基礎調査を基に、策定審議会での計画案の検討やパブリックコメントの意見を踏まえて策定しました。

■計画策定までの流れ



第2章 障がい福祉の現状と課題

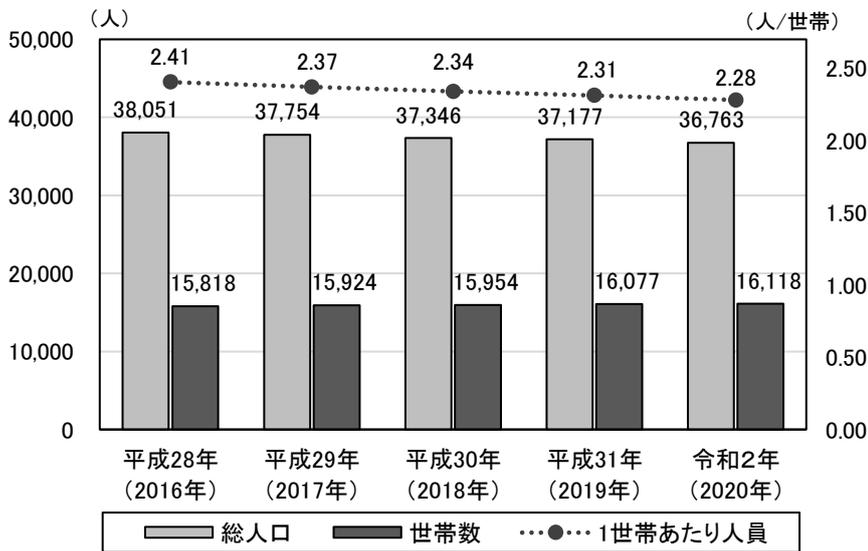
1 障がいのある人等の概況

(1) 総人口と世帯の推移

本市の総人口は、令和2年3月末現在で36,763人となっており、平成28年以降減少が続いています。一方で、世帯数は増加しています。

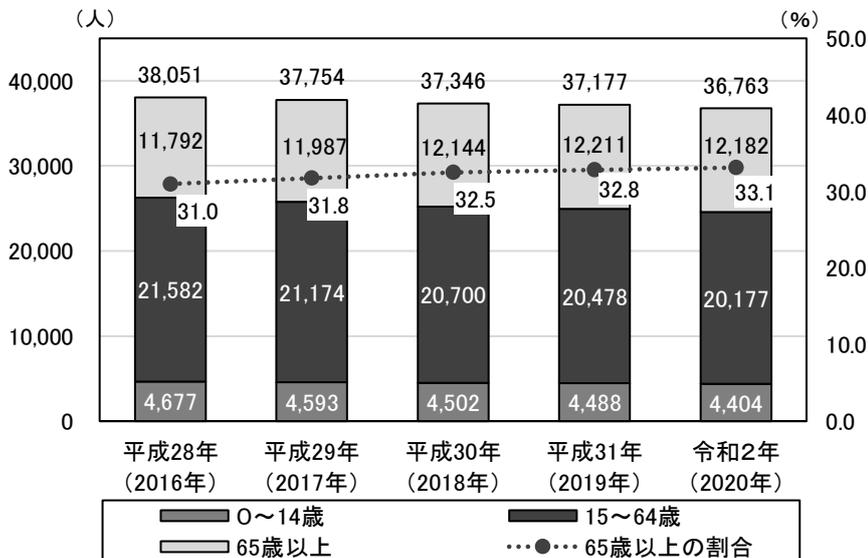
年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳人口、15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化の傾向を示しています。

■総人口及び世帯数の推移



【資料】住民基本台帳（各年3月末）

■年齢3区分別人口と高齢化率の推移



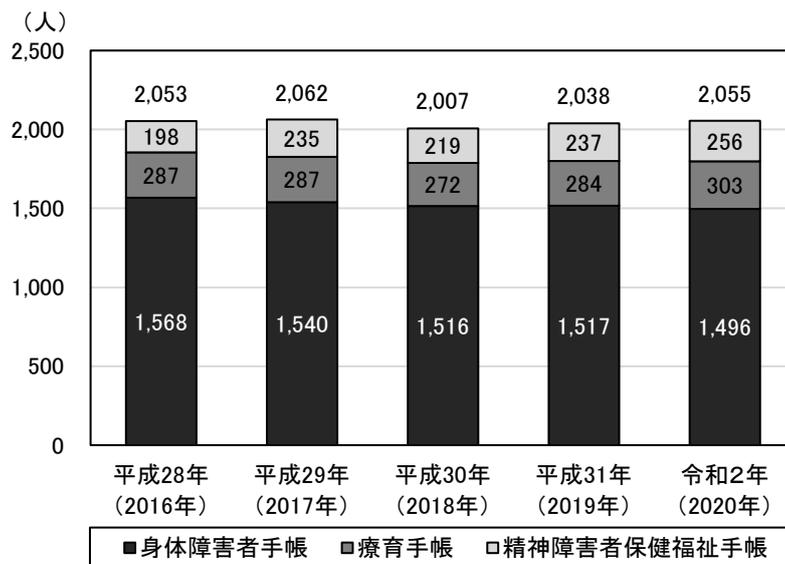
【資料】住民基本台帳（各年3月末）

(2) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数の推移をみると、年によって微増・微減を繰り返していますが、平成30年以降は微増が続いており、令和2年は2,055人となっています。

また、手帳種別にみると、全体の約7割を身体障害者手帳が占めていますが、その数は年々減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

■障がい者手帳所持者数の推移



【資料】福祉課（各年3月末）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

令和2年3月末現在の身体障害者手帳所持者数をみると、1,496人となっています。等級別でみると、1・2級が812人(54.3%)、3～6級が684人(45.7%)となっており、重度障がいの方が半数以上となっています。

また、障がい種別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。

年齢別では、18歳未満が17人、18歳以上が1,479人となっています。

■等級別・身体障害者手帳所持者数

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
所持者数	552	260	207	343	70	64	1,496
等級別	【重度】 812 (54.3%)		【中度・軽度】 684 (45.7%)				

【資料】福祉課（令和2年3月末現在）

■年齢別・障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分		総数	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい
平成28年	18歳未満	25	0	6	0	12	7
	18歳以上	1,543	104	81	14	870	474
平成29年	18歳未満	22	0	7	0	10	5
	18歳以上	1,518	105	83	14	846	470
平成30年	18歳未満	17	0	8	0	6	3
	18歳以上	1,499	103	76	13	837	470
平成31年	18歳未満	17	0	8	0	6	3
	18歳以上	1,500	109	74	14	814	489
令和2年		1,496	102	88	14	787	505
	18歳未満	17	0	9	0	5	3
	18歳以上	1,479	102	79	14	782	502

【資料】福祉課（各年3月末）

(4) 療育手帳所持者の状況

令和2年3月末現在の療育手帳所持者数をみると303人となっています。

また、程度別でみるとA（重度）が87人、B（重度以外）が216人となっており、年齢別では18歳未満が82人、18歳以上が221人となっています。

■年齢別・程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

区 分		総 数	A 【重度】	B 【重度以外】
平成28年	18歳未満	71	19	52
	18歳以上	216	66	150
平成29年	18歳未満	71	20	51
	18歳以上	216	68	148
平成30年	18歳未満	74	21	53
	18歳以上	198	55	143
平成31年	18歳未満	80	21	59
	18歳以上	204	58	146
令和2年		303	87	216
	18歳未満	82	22	60
	18歳以上	221	65	156

【資料】福祉課（各年3月末）

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者の状況

令和2年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると 256 人となっており、平成28年と比較すると約 1.3 倍増加しています。

また、等級別にみると、2級が最も多く 185 人、次いで3級が 43 人、1級が 28 人となっています。

自立支援医療受給者数をみると、年々増加しており、令和2年3月末現在で 492 人となっています。

■年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 単位：人

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級
平成28年	198	22	147	29
平成29年	235	32	169	34
平成30年	219	26	159	34
平成31年	237	30	171	36
令和2年	256	28	185	43
18歳未満	5	0	5	0
18歳以上	251	28	180	43

【資料】福祉課（各年3月末）

■自立支援医療受給者数の推移 単位：人

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	増加率
受給者数	423	441	445	488	492	16.3%

【資料】福祉課（各年3月末）／増加率は平成28年～令和2年

(6) 障害支援区分認定の状況

障害者総合支援法に基づき、障害支援区分認定を実施しています。

障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性、その心身の状態に応じて標準的な支援の度合いを6段階で示しており、支援の数値が高くなるほど、支援度が高い重度の方になります。

令和2年3月末現在の障害支援区分認定者は 244 人となっており、区分別にみると区分6が最も多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移

単位：人

区 分	総 数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成28年	140	3	20	38	26	17	36
平成29年	140	10	40	35	22	17	16
平成30年	231	6	45	44	47	34	55
平成31年	237	7	48	48	49	30	55
令和2年	244	8	50	47	45	37	57

【資料】福祉課（各年3月末）

(7) 難病患者等の状況

令和元年7月1日より、障害福祉サービス対象となる疾病は 361 疾病に拡大しています。難病患者のうち障害福祉サービスの対象者数は、令和2年3月末現在で5人です。

■難病患者のうち障害福祉サービス対象者数の推移

単位：人

区 分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
手帳所持あり（主障害難病）	3	3	4	4	5
手帳所持なし（難病のみ）	1	1	1	0	0

【資料】福祉課（各年3月末）

(8) 障がい児の状況

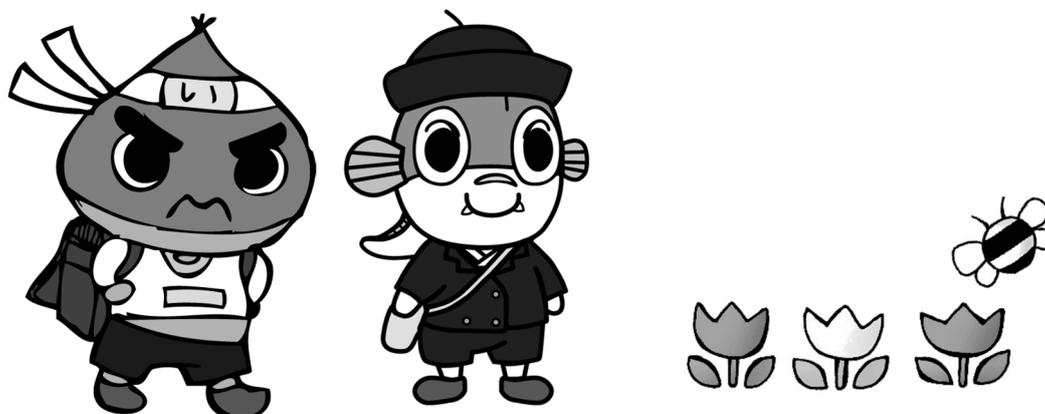
特別支援学級の在籍者数の推移をみると、年によって増減はありますが、令和2年では小学校で26人、中学校で19人となっており、平成28年と比較するといずれも増加しています。

■特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
小学校	22	27	25	26	26
中学校	16	12	16	16	19

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）



2 第2次計画における重点目標の取り組み状況

重点目標1 障がいへの理解の促進

取り組み状況

ア) 広報・啓発活動の推進

広報いよし、ホームページ、社協だより等の様々な媒体を用いた啓発、音読グループと協力して声の広報を配布するなど、障がいのある人へのわかりやすい情報発信に努めています。また、みんくるまつりでは、手話に関するコーナーや聴導犬を紹介するコーナーを設置し、障がいや障がいのある人についての理解促進につなげています。

イ) 障がいを正しく理解するための教育の推進

市内の小学校児童を対象に市役所庁舎内のバリアフリーに関する体験学習の実施や双海地区の小学校で手話出前講座を実施し、児童の障がいのある人に対する正しい理解につながる福祉教育の充実を図っています。

ウ) ボランティア活動等の推進

地域福祉活動の担い手の増加を図るため、社会福祉協議会のボランティアセンターを通じてボランティア活動を奨励するほか、手話奉仕員養成講座にて「ボランティア事業について」の講義を実施しています。

エ) 関係団体の育成支援と連携強化

障がい者団体への活動支援や障がい者団体が行う事業や学習会への参加・運営協力をを行い、市と団体等の協働の強化を図っています。

重点目標2 暮らし、社会参加や学びへの支援

取り組み状況

ア) 身近な地域での相談体制の充実

本市では、障害者相談員の設置や市内の相談支援事業者、基幹相談支援センターによる相談支援を実施しており、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるように、総合的な相談支援を行える体制整備に努めています。

イ) 地域での生活支援の充実

社会参加しやすい・暮らしやすいまちづくりを目指して活動する障がい者団体に対する支援や、障がい者相互の親睦を深める機会の醸成を図っていましたが、具体的な取り組みには至らなかったため、今後は障がい者団体等のニーズ把握を進めながら、必要な支援の在り方について検討していきます。

ウ) 地域の文化活動への参加

市役所の1階ロビーで障がい者アート展の開催や障害福祉サービス事業所紹介展示を行い、障がいのある人の文化芸術活動等を通じた交流の機会の提供や、「市民ふれあいのつどい」での交流や体験を通じて、障がいへの理解を深める機会につなげています。

エ) 障がいに応じた適切な教育の充実

子ども総合センターを中心とした相談対応や巡回相談員による幼稚園、保育所等への訪問を通して関係機関同士の連携の強化を図っています。また、リレーファイルについても使用しやすい様式や効果的な活用方法について検討を行っています。

重点目標3 働き方への支援

取り組み状況

ア) 福祉事業所から一般就労への移行

ハローワークの障がい者雇用情報を市内の相談支援事業所へ提供し、一般就労を希望する障がいのある人への情報提供につなげています。

イ) 就労移行の受入れ事業所の拡大

障がい者雇用制度の周知・啓発をはじめ、障がい者と企業のマッチングを支援し、就労移行の受入れ事業所の拡大に向けた検討を進めてきましたが、計画期間内での具体的な事業には至らなかったため、引き続き、市内企業の障がい者雇用における現状把握や障害者雇用促進法に基づく法定雇用率等について周知を行い、企業の障がい者雇用に対する理解促進に努めていきます。

ウ) 農業分野での障がい者の就労機会の拡大の推進

農業と福祉の連携について県が主催する会議へ参加し、関係機関との情報交換を行っており、農業分野への障がい者雇用の支援を図っています。

エ) 障がい理解等への対策

市役所ロビーでの障がい者アート展を開催し、障がい者の作品紹介や作品等を通じた障がいに対する理解の促進を図っています。また、障害者相談支援センター主催による研修を実施しています。

重点目標 4 保健・医療の充実

取り組み状況

ア) 障がいの早期発見・治療

健診時に無料の託児ルームを併設したレディースデイを設けるなど、受診しやすい健診体制の充実や、生活習慣病の発症及び重症化予防のために、特定健康診査の無料化を実施しています。

また、産後うつや不安の強い産婦の早期発見のため、産後うつスクリーニングを施行しながら早期に適切なケアにつなげるための体制整備に努めています。

イ) 障がいの原因となる疾病の予防

健診受診者の中で生活習慣病予防及び重症化予防の対象者を把握し、個別に保健指導を実施しています。

また、糖尿病重症化予防のために、市内糖尿病専門医や近隣市町の関係者間で随時勉強会を開催し、医療連携や情報共有を図るほか、令和元年度からは後期高齢者を含めた糖尿病重症化の対象者を把握し、個別に保健指導を実施しています。

さらに、風疹対策として、抗体保有率の低い特定の年齢の男性を対象としたクーポン券を発行し、抗体検査及び予防接種の周知・啓発を行っています。

ウ) 精神保健福祉施策の充実

地域へのこころの健康づくりの啓発の機会として講演会の開催や、自殺対策やメンタルヘルスについての研修会を市職員や関係機関等を対象に実施しました。

また、精神障がい者の地域移行に向けた支援の在り方や関係機関との今後の連携方法について検討を進めています。

重点目標 5 情報提供の充実

取り組み状況

ア) 多様な情報発信

広報いよし、ホームページ、社協だより等の様々な媒体を用いて、障害福祉サービス等の制度の周知や障がいのある人に対する理解を深める情報を掲載するなど啓発につなげています。

イ) 社会参加できる環境整備

手話奉仕員養成講座を開催し、手話通訳者を養成するほか、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等の意思疎通支援事業を通して、障がいのある人のコミュニケーションを支援し、社会参加しやすい環境づくりの整備につなげています。

ウ) 相談しやすい窓口づくり

市の新規採用職員を対象に障がいのある人への対応に関する研修を実施し、「障がいのある方への対応マニュアル」を活用した合理的配慮の提供に努めるほか、福祉課窓口には常時手話通訳者を配置しています。

また、「福祉まるごと相談窓口」を開設し、どこに相談したらよいかわからないことや、複合的な悩みを抱えるケースについて対応を行っています。

重点目標 6 共に生きる地域社会

取り組み状況

ア) 障がいのある人にやさしいまちづくり

障がいのある人が障がい特性に応じた支援を受けやすくするため、必要な支援や配慮を意思表示する「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を希望者へ配布しました。

また、多くの市民が利用する市役所の新庁舎や IYO 夢みらい館の建設においては、バリアフリーやユニバーサルデザインに対応した施設とすることで、障がいのある人にやさしいまちづくりにつなげています。

イ) こころのバリアフリーの実現

新規採用職員等を対象に障がい者に対する理解について研修を実施するほか、学校における福祉教育や障がいに対する市民の理解促進に向けた各種啓発活動を継続して実施しています。

ウ) 防災安全対策の充実

災害発生に備え、市内の障がい者通所施設での避難訓練の推進や、災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えて、自己所有のストマ装具の保管事業を平成 30 年度より開始しました。

3 取り組むべき主な課題

これまでの取り組みが一定の成果を上げている一方、アンケート調査結果から次のような取り組むべき課題が上がっています。

【留意点】

- 図表中の「N」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 図表中のクロス（表）の見方について、上位1位の数値（%）を網掛け、太文字で表記しています。

【アンケート調査の概要】

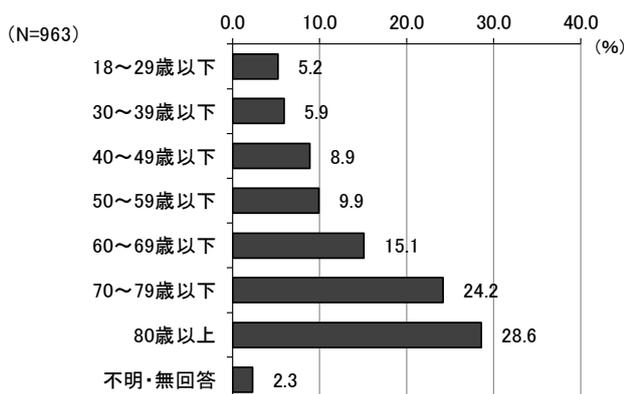
障がい者アンケート回答者の状況

■回答者の半数以上が70歳以上となっており、高齢化が進んでいます。

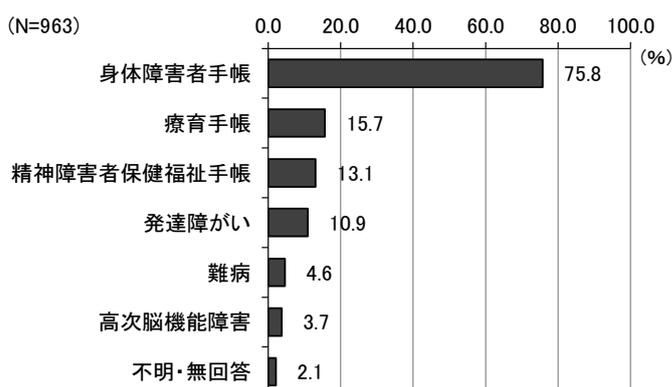
障がい者アンケートにおいて、年齢についてみると、「80歳以上」が28.6%と最も高く、次いで「70～79歳以下」が24.2%、「60～69歳以下」が15.1%となっています。

お持ちの手帳や障がいについてみると、「身体障害者手帳」が75.8%と最も高く、次いで「療育手帳」が15.7%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.1%となっています。

【年齢】（数量回答）



【手帳や障がいの状況】（複数回答）

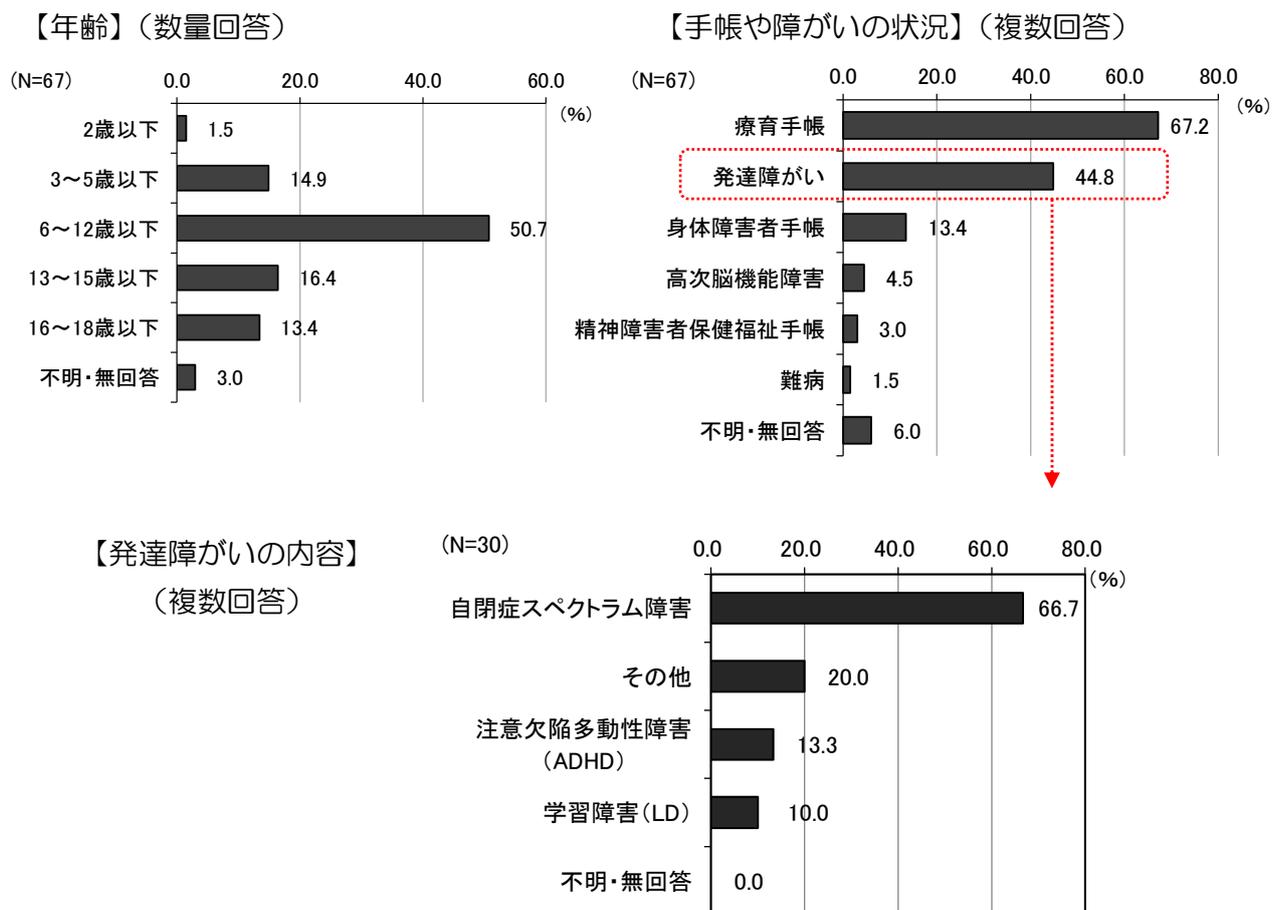


障がい児アンケート回答者の状況

障がい児アンケートにおいて、お子さんの年齢についてみると、「6～12歳以下」が50.7%と最も高く、次いで「13～15歳以下」が16.4%、「3～5歳以下」が14.9%となっています。

お子さんがお持ちの手帳や障がいについてみると、「療育手帳」が67.2%と最も高く、次いで「発達障がい」が44.8%、「身体障害者手帳」が13.4%となっています。

また、発達障がいの内容についてみると、「自閉症スペクトラム障害」が66.7%と最も高くなっています。



1 障がいへの理解の促進について

■人間関係や街角での人の視線等で、差別や偏見等を感じる事が「ある（よく感じる＋ときどき感じる）」が約2割となっています。

障がい者アンケートにおいて、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる時があるかどうかについてみると、全体では「ほとんど感じたことはない」が41.6%と最も高く、次いで「まったく感じたことがない」が18.1%、「ときどき感じる」が15.1%となっています。

どのようなときにそれを感じたかについてみると、「人間関係」が46.0%と最も高く、次いで「街角での人の視線」が32.1%、「店などでの対応や態度」が21.9%となっています。

障がい者アンケート 【差別や偏見等を感じる事（障がいの種別）】（単数回答）

日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる時がありますか (単位：%)	全体 (N=963)	障がいの種別				
		身体障害者手帳 (N=730)	療育手帳 (N=151)	精神障害者保健福祉手帳 (N=126)	発達障がい (N=44)	その他 (N=127)
よく感じる	4.4	3.2	6.6	11.1	20.5	4.7
ときどき感じる	15.1	12.5	15.9	30.2	22.7	21.3
ほとんど感じたことはない	41.6	46.0	27.8	30.2	25.0	37.8
まったく感じたことがない	18.1	20.7	10.6	8.7	9.1	16.5
わからない	13.7	10.4	32.5	15.1	20.5	10.2
その他	0.6	0.5	1.3	0.8	2.3	0.8
不明・無回答	6.5	6.7	5.3	4.0	0.0	8.7

■学校や地域での集まりの中で、差別や偏見等を感じる事が「ある」が3割を超えています。

障がい児アンケートにおいて、差別や偏見等を感じる時があるかについてみると、「ほとんどない」が49.3%と最も高く、次いで「時々ある」が32.8%、「わからない」が14.9%となっています。

どのような時に感じたかについてみると、「学校などでの人とのつきあい」が58.3%（14件）と最も高く、次いで「地域の行事や集まり」が50.0%（12件）、「お店などでの対応」が25.0%（6件）となっています。

障がい児アンケート 【差別や偏見等を感じる時がありますか】（単数回答）



今後の課題

障がいのある人に対する差別や偏見が未だあることや障がいの種別によって差が生じていることがわかります。障がいのある人との地域における共生に向けて、今後も障がいに対する正しい知識の普及を図る必要があります。

2 暮らし、社会参加や学びへの支援について

■障がい者では、体調面のことや将来の生活に対する不安が多く、障がい児では、お子さんの発達の状況やコミュニケーションに対する困りごとや悩みが多くなっています。

障がい者アンケートにおいて、現在の生活で困っていることや不安なことについてみると、全体では「健康や体力のこと」が52.2%と最も高く、次いで「将来の生活のこと」が32.9%、「経済的なこと（お金のこと）」が27.2%となっています。

手帳別にみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、発達障がいでは「将来の生活のこと」が高くなっています。

障がい児アンケートにおいて、現在、困っていることや不安に思っていることについてみると、「発達の状況」「コミュニケーション」が52.2%と最も高く、次いで「就学相談・就労相談」が49.3%、「身辺自立」が41.8%となっています。

障がい者アンケート

【困っていることや不安なこと（障がいの種別）※上位3位】（複数回答）

	全体 (N=963)	【障がいの種別】				
		身体障害者手帳 (N=730)	療育手帳 (N=151)	精神障害者 保健福祉手帳 (N=126)	発達障がい (N=44)	その他 (N=127)
1	健康や体力のこと(52.2%)	健康や体力のこと(57.5%)	将来の生活のこと(43.7%)	経済的なこと ／健康や体力 のこと／将来 の生活のこと (45.2%)	将来の生活のこと(47.7%)	健康や体力のこと(58.3%)
2	将来の生活のこと(32.9%)	将来の生活のこと(30.1%)	健康や体力のこと(31.8%)		経済的なこと(34.1%)	将来の生活のこと(35.4%)
3	経済的なこと(27.2%)	地震など 災害のこと (26.3%)	悩みは特にな い(20.5%)		健康や体力の こと(27.3%)	経済的なこと (28.3%)

障がい児アンケート

【困っていることや不安なこと※上位3位】（複数回答）

	困っていることや不安なこと (N=67)	件数	割合
1	発達の状況	35 件	52.2%
	コミュニケーション		
3	就学相談・就労相談	33 件	49.3%

今後の課題

障がいのある人が抱える困りごとや不安は、障がいの種別や年齢によっても異なることから、ライフステージに応じた必要な支援を把握し、情報提供や相談体制の強化を図ることが重要です。

■障がい者では、居宅介護（ホームヘルプ）や施設入所支援、障がい児では、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用意向が高くなっています。

障がい者アンケートにおいて、現在利用しているサービスでは、「生活介護」が10.1%と最も高く、次いで「施設入所支援」が9.8%、「計画相談支援」が9.6%となっています。また、今後利用を希望するサービスでは、「居宅介護（ホームヘルプ）」が15.4%と最も高く、次いで「施設入所支援」が14.5%、「日常生活用具給付」が14.3%となっています。

障がい児アンケートにおいて、現在利用しているサービスでは、「放課後等デイサービス」が58.2%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が40.3%、「児童発達相談」が23.9%となっています。今後利用を希望するサービスでは、「放課後等デイサービス」が59.7%と最も高く、次いで「障害児相談支援」が50.7%、「短期入所（ショートステイ）」が25.4%となっています。

障がい者アンケート

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位）】（複数回答）

現在利用しているサービス (N=963)		「はい」の割合 (%)	今後利用を希望するサービス (N=963)		「はい」の割合 (%)
1	生活介護	10.1%	1	居宅介護（ホームヘルプ）	15.4%
2	施設入所支援	9.8%	2	施設入所支援	14.5%
3	計画相談支援	9.6%	3	日常生活用具給付	14.3%
4	自立訓練（機能訓練）	7.9%	4	生活介護	14.2%
5	日常生活用具給付	7.3%	5	短期入所（ショートステイ）	13.0%

障がい児アンケート

【現在利用しているサービス／今後利用を希望するサービス（上位5位）】（複数回答）

現在利用しているサービス (N=67)		「はい」の割合 (%)	今後利用を希望するサービス (N=67)		「はい」の割合 (%)
1	放課後等デイサービス	58.2%	1	放課後等デイサービス	59.7%
2	障害児相談支援	40.3%	2	障害児相談支援	50.7%
3	児童発達相談	23.9%	3	短期入所（ショートステイ）	25.4%
4	短期入所（ショートステイ）	7.5%	4	児童発達相談	22.4%
5	福祉型児童入所支援 保育所等訪問支援	3.0%	5	行動援護	16.4%

今後の課題

身体障害者手帳所持者では、居宅介護（ホームヘルプ）や日常生活用具給付等の生活支援へのニーズが高く、療育手帳では施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）のニーズが他よりも高い傾向にあります。さらに、精神障害者保健福祉手帳所持者や発達障がいにおいては、就労継続支援や就労定着支援等の就労に関するサービスのニーズが他よりも高くなっています。

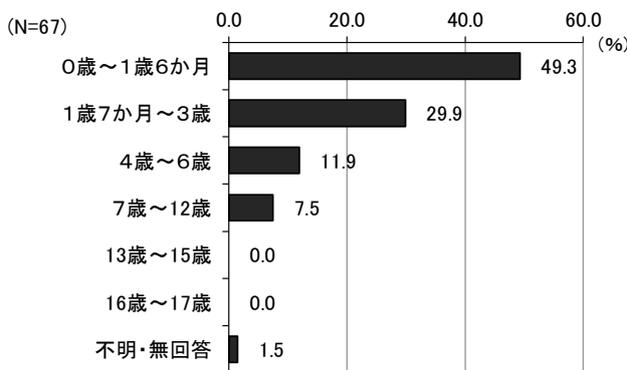
障がいのある人の生活を支えるために、今後も円滑な障害福祉サービスの提供が行えるよう、サービス提供基盤の整備や拡充を目指すとともに、介助者の加齢に伴う家族等の負担軽減の観点からも、多様化するニーズに対応できる各種サービスの充実が求められています。

■乳幼児健診や家族の気づきをきっかけに、約半数の方が子どもが1歳半になるまでに気づいています。

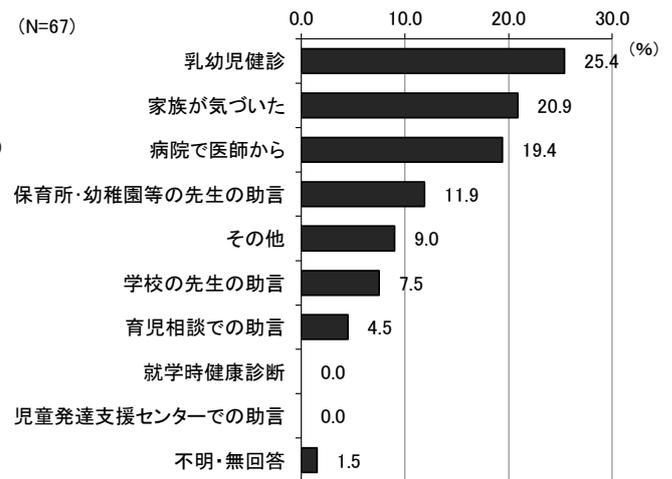
はじめて、お子さんの発達の不安や障がいに気づいたときのお子さんの年齢についてみると、「0歳～1歳6か月」が49.3%と最も高く、次いで「1歳7か月～3歳」が29.9%、「4歳～6歳」が11.9%となっています。

また、そのきっかけについてみると、「乳幼児健診」が25.4%と最も高く、次いで「家族が気づいた」が20.9%、「病院で医師から」が19.4%となっています。

【はじめて、お子さんの発達の不安や障がいに気づいたときのお子さんの年齢】
(単数回答)



【気づいたきっかけ】(複数回答)



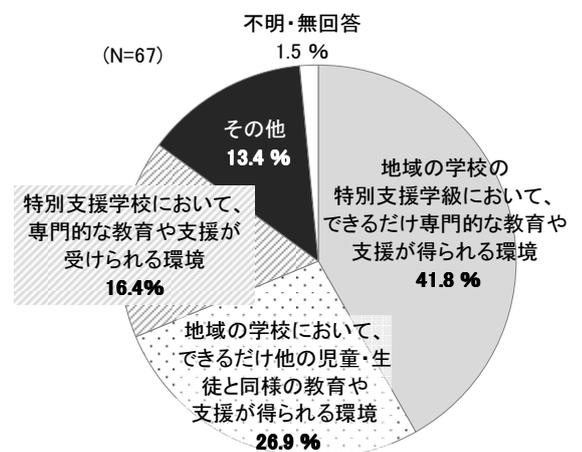
今後の課題

障がいの早期発見や早期の療育につなげるためには、医療・保健・福祉の関係機関との連携が重要です。児童発達支援センターを核とした支援体制の強化を図り、早期からのきめ細かな支援が求められています。

■約7割が地域の学校での就学を望んでいると回答しています。

発達に不安や障がいのある児童・生徒にとって、望ましい就学環境とはどのような環境かと思うかについてみると、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育や支援が得られる環境」が41.8%と最も高く、次いで「地域の学校において、できるだけ他の児童・生徒と同様の教育や支援が得られる環境」が26.9%、「特別支援学校において、専門的な教育や支援が受けられる環境」が16.4%となっています。

【望ましい就学環境】(単数回答)



3 働き方への支援について

■働く場合の配慮として、職場における障がいに対する理解促進や就労の場の確保が必要となっています。

どのような仕事をしているかについてみると、全体では「現在、仕事はしていない」が58.6%と最も高く、次いで「就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用して働いている」が9.0%、「自営業をしている」が7.0%となっています。

年齢別にみると、18～20歳代で「就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用して働いている」が最も高くなっていますが、他の年代では「現在、仕事はしていない」が最も高くなっています。

働く場合、どのような配慮があればよいと思うかについてみると、療育手帳と発達障がいでは「職場内で、障がいに対する理解があること」、精神障害者保健福祉手帳では「障がいのある人が働くことができる職場が増えること」が最も高くなっています。

【現在の就労状況（障がいの種別）】（単数回答）

現在、どのような仕事をしていますか (単位：%)	全体 (N=963)	障がいの種別				
		身体障害者手帳 (N=730)	療育手帳 (N=151)	精神障害者保健福祉手帳 (N=126)	発達障がい (N=44)	その他 (N=127)
現在、仕事はしていない	58.6	64.8	34.4	46.8	27.3	62.2
会社などで正社員・正職員として働いている	4.2	4.4	5.3	1.6	0.0	1.6
パートタイムやアルバイトとして働いている	5.7	4.2	9.3	8.7	11.4	4.7
就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用して働いている	9.0	2.5	31.1	25.4	40.9	9.4
地域活動支援センターのサービスを利用して働いている	0.4	0.3	1.3	0.0	0.0	0.0
自営業をしている	7.0	8.5	1.3	4.0	6.8	4.7
内職や自営業の手伝いをしている	1.8	1.9	0.7	1.6	0.0	0.8
わからない	1.1	0.7	4.0	0.8	2.3	1.6
その他	6.0	6.0	9.3	6.3	4.5	7.1
不明・無回答	6.2	6.7	3.3	4.8	6.8	7.9

【現在の就労状況（年齢別）】（単数回答）

現在、どのような仕事をしていますか （単位：％）	年齢別						
	18～20歳代 (N=50)	30歳代 (N=57)	40歳代 (N=86)	50歳代 (N=95)	60歳代 (N=145)	70歳代 (N=233)	80歳以上 (N=275)
現在、仕事はしていない	22.0	29.8	39.5	36.8	59.3	68.2	76.4
会社などで正社員・正職員として働いている	10.0	14.0	8.1	9.5	3.4	1.7	0.4
パートタイムやアルバイトとして働いている	16.0	21.1	8.1	8.4	7.6	3.0	0.7
就労移行支援もしくは就労継続支援A型 ／B型を利用して働いている	42.0	19.3	23.3	24.2	5.5	0.4	0.0
地域活動支援センターのサービス を利用して働いている	0.0	1.8	0.0	1.1	0.0	0.9	0.0
自営業をしている	4.0	1.8	5.8	6.3	9.7	9.9	5.1
内職や自営業の手伝いをしている	2.0	0.0	1.2	1.1	2.1	2.6	1.8
わからない	2.0	1.8	0.0	4.2	1.4	0.4	0.7
その他	0.0	10.5	7.0	5.3	6.9	6.4	5.8
不明・無回答	2.0	0.0	7.0	3.2	4.1	6.4	9.1

【働く場合に必要な配慮について※上位5位】（複数回答）

	あなたが働く場合、どのような配慮があればよいと思いますか (N=963)	件数	割合
1	特にない	213件	22.1%
2	わからない	158件	16.4%
3	職場内で、障がいに対する理解があること	144件	15.0%
4	障がいに合わせた働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）	137件	14.2%
5	障がいのある人が働くことができる職場が増えること	103件	10.7%

療育手帳と発達障がい
回答が多い

精神障害者
保健福祉手帳で
回答が多い

今後の課題

いずれの手帳所持者においても「現在、仕事はしていない」の割合が高いものの、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳においては、「就労移行支援もしくは就労継続支援A型／B型を利用して働いている」の割合が高いことから、今後も障がいのある人の就労の希望がかなえられるよう、雇用の場の拡大や障がい者雇用に関する理解促進を図る必要があります。

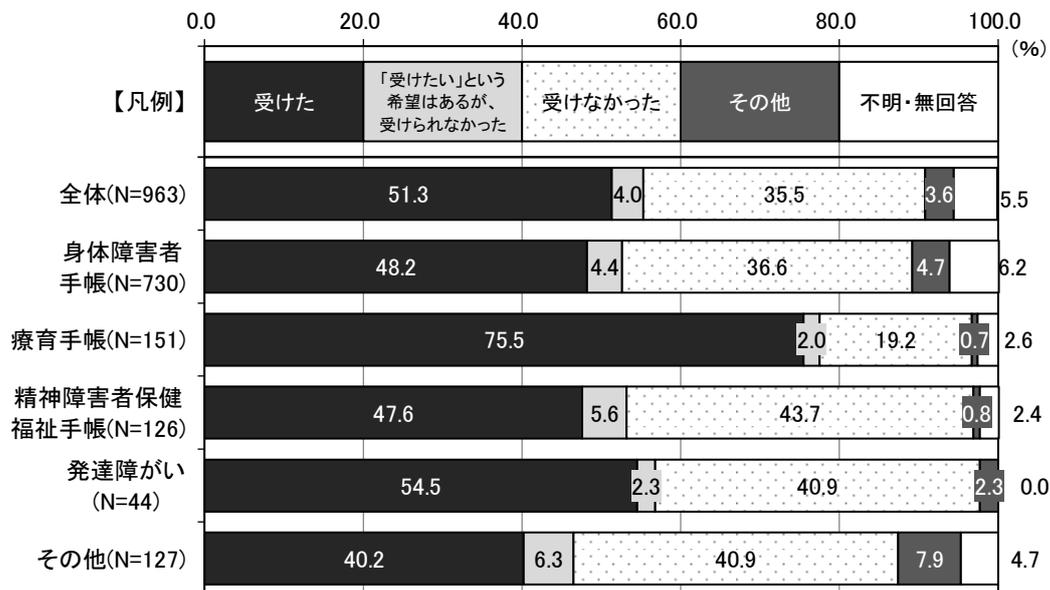
また、就労後に発生する悩みや不満等を一人で抱え込むことがないように、継続的な支援が行える体制の構築を図ることも重要です。

4 保健・医療の充実について

■この一年間に、「健康診断」を受けていない方が約4割となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者の「受けなかった」の割合が高くなっています。

この一年間に、「健康診断」（がん検診、人間ドックを含む）を受けたかについてみると、全体では「受けた」が51.3%と最も高く、次いで「受けなかった」が35.5%、「受けたい」という希望はあるが、受けられなかった」が4.0%となっています。（「不明・無回答」を除く）手帳別にみると、療育手帳では「受けた」が75.5%と他より高くなっています。

【健康診断受診の有無（障がいの種別）】（単数回答）



今後の課題

障がいの発生原因となりやすい「脳血管疾患」「心臓病」「糖尿病」「高血圧」などの疾病を予防するためには、保健センター等と連携をとり、健康診査・健康相談事業を充実し、早期発見、早期治療につなげていくことが求められています。

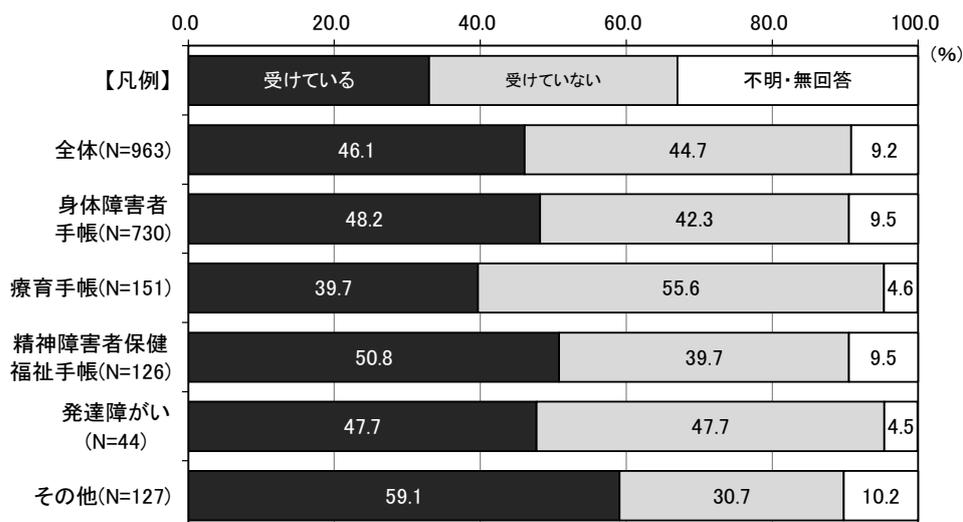
■障がい者では、約半数の方が服薬管理等の医療的ケアを受けています。また、医療的ケアを受けているお子さんは約2割となっており、ケアの内容については同様に服薬管理が多くなっています。

障がい者アンケートにおいて、現在医療的ケアを受けているかについてみると、全体では「受けている」が46.1%、「受けていない」が44.7%となっています。

障がい児アンケートにおいて、お子さんは現在医療的ケアを受けているかについてみると、「受けていない」が76.1%、「受けている」が23.9%となっています。

障がい者アンケート

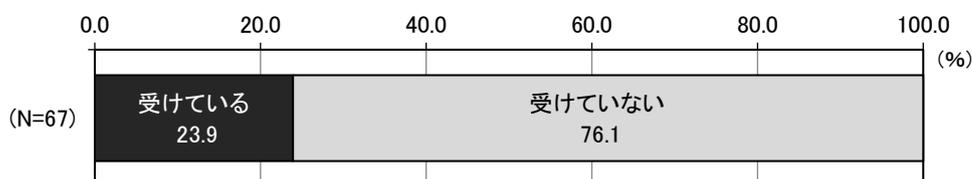
【医療的ケアの有無（障がいの種別）】（単数回答）



【医療的ケアの内容】※上位3位抜粋

- 1位 服薬管理 (54.3%)
 - 2位 その他 (18.7%)
 - 3位 透析 (15.5%)
- …ペースメーカー、リハビリ等

障がい児アンケート【医療的ケアの有無】（単数回答）



今後の課題

医療的ケアが必要な障がい者や障がい児等を支えるためには、在宅医療面の支援や家族や介護者の負担を軽減し、無理なく在宅での介護が継続できるような福祉サービスの充実が求められています。

5 情報提供の充実について

■障がいの種別によって情報の入手元が異なっており、身近な人やもの、機関から取得するケースが多くなっています。また、障がい児では、子どもが通う学校や保育所・幼稚園の他、インターネットも上位となっています。

障がい者アンケートにおいて、福祉に関するサービス等についての情報をどこから入手しているかについてみると、全体では「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が24.0%と最も高く、次いで「市の広報紙」が23.9%、「家族・親戚」が22.2%となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳では「市の広報紙」、精神障害者保健福祉手帳とその他では「病院・診療所」、発達障がいでは「家族・親戚」「市役所」「サービスを受けているところの職員」が高くなっています。

障がい児アンケートにおいて、福祉に関するサービス等についての情報をどこから入手しているかについてみると、「学校や保育所・幼稚園など」が43.3%と最も高く、次いで「インターネット」が29.9%、「社会福祉協議会」が28.4%となっています。

障がい者アンケート

【福祉に関するサービス等の情報の入手元（障がいの種別）※上位3位】（複数回答）

	全体 (N=963)	【障がいの種別】				
		身体障害者手帳 (N=730)	療育手帳 (N=151)	精神障害者 保健福祉手帳 (N=126)	発達障がい (N=44)	その他 (N=127)
1	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (24.0%)	市の広報紙 (27.5%)	わからない (27.2%)	病院・診療所 (26.2%)	家族・親戚／ 市役所／ サービスを受けているところの職員 (22.7%)	病院・診療所 (27.6%)
2	市の広報紙 (23.9%)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (26.4%)	サービスを受けているところの職員 (26.5%)	家族・親戚 (23.0%)		市の広報紙 (23.6%)
3	家族・親戚 (22.2%)	家族・親戚 (23.0%)	家族・親戚 (19.2%)	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 (19.8%)		テレビ・ラジオ・新聞・雑誌／市役所 (22.8%)

障がい児アンケート

【福祉に関するサービス等の情報の入手元※上位3位】（複数回答）

	福祉に関するサービス等の情報の入手元 (N=67)	件数	割合
1	学校や保育所・幼稚園など	29件	43.3%
2	インターネット	20件	29.9%
3	社会福祉協議会	19件	28.4%

今後の課題

福祉に関する情報の入手方法や求める内容は、障がいの特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

6 共に生きる地域社会について

■災害時に一人では避難できない方が約4割となっており、療育手帳所持者の「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」の割合が高くなっています。

災害が起こったときや起こりそうなとき、一人で避難所へ避難することができるかについてみると、全体では「避難所の場所を知っていて一人で避難できる」が32.3%と最も高く、次いで「避難所の場所は知っているが一人では避難できない」が22.8%、「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」が20.7%となっています。療育手帳では、「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」が最も高くなっています。

【一人で避難所へ避難することができるかどうか（障がいの種別）】（単数回答）

災害が起こったときや起こりそうなとき、 一人で避難所へ避難することができますか （単位：％）	全体 （N=963）	障がいの種別				
		身体障害者手帳 （N=730）	療育手帳 （N=151）	精神障害者保 健福祉手帳 （N=126）	発達障がい （N=44）	その他 （N=127）
避難所の場所を知っていて一人で避難できる	32.3	32.6	17.9	46.8	36.4	25.2
避難所の場所は知っているが一人では避難できない	22.8	24.9	16.6	14.3	13.6	28.3
避難所の場所は知らないが、 場所を確認して一人で避難できる	6.6	6.4	6.6	7.1	15.9	7.9
避難所の場所は知らないし、一人では避難できない	20.7	18.9	38.4	14.3	22.7	16.5
わからない	9.2	7.9	14.6	12.7	9.1	9.4
その他	2.4	2.7	2.6	1.6	2.3	4.7
不明・無回答	5.9	6.4	3.3	3.2	0.0	7.9

今後の課題

一人で避難できない人への対応へとして、日頃から地域住民と協力関係を築くとともに、障がい特性に応じた情報保障や避難支援を行えるよう、地域ぐるみでの安全・安心のネットワークづくりを行うことが重要です。



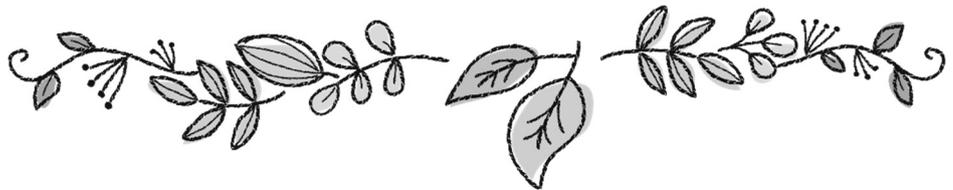
第3章 第3次障がい者計画

1 基本理念

本計画は、障害者基本法第1条に規定された、「障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念の下、基本理念を前計画から継承し、『誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり』とします。



誰もが自分らしく暮らせ、
お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり



2 基本方針

本計画は、本市における障がい者施策の基本的な計画となるものです。
計画の基本理念を実現するため、以下の基本方針に沿って、障がい者施策の充実を図ります。

1 共生社会の実現

障がいのある人もない人も、社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活することが当たり前であるというノーマライゼーションの理念をさらに浸透させ、共生社会の実現を目指します。

2 あらゆる差別の解消

障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化するため、障害者差別解消法が施行されるとともに、障害者雇用促進法が改正されており、これらに基づき障がいを理由とするあらゆる差別の解消に向けた取り組みを進めます。

3 分野横断的な障がい者施策の推進

障がいの特性や状態、生活実態や家族の状況、また、障がいだけでなく、ライフステージに応じたニーズや課題に対応した施策推進が必要なことから、保健、医療、福祉、保育、教育、雇用、男女参画等の各分野の施策と連携し、分野横断的な障がい者施策の推進を図ります。

3

施策の展開

基本
理念

基本
方針

基本目標

施策の方向性

誰もが自ららつて暮らし、ほろろな笑顔、思つての暮らし

1 共生社会の実現

1 自立に向けた生活支援

障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービスなどの充実を図り、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。また、障がい福祉を支える専門的な人材の確保に努め、資質の向上を図ります。

2 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

障がいのある人が確実に情報を得ることができるよう、情報提供の充実や情報のバリアフリーを推進します。また、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を行う人材の育成・確保に努めます。

3 保健・医療の充実

地域における医療体制やリハビリテーション体制の整備、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制づくりを目指します。また、精神障がいのある人の地域への円滑な移行・定着を図るため、精神疾患に対する支援の充実と、就労も含めた退院後の支援体制の構築を推進します。

2 あらゆる差別の解消

4 切れ目のない療育・教育

障がいのある子どもやその家族への支援では、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援を地域で受けられる体制の構築を図ります。また、障がいの有無に関わらず共に学ぶインクルーシブ教育システムを推進するとともに、障がいのある児童・生徒が必要な支援のもと、十分な教育を受けられる環境整備を進めます。

5 雇用・就労の促進

一人一人の適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、多様な就労の機会の確保や柔軟な働き方を推進するなど総合的な就労支援の充実を図ります。また、障害者雇用促進法に基づく庁内や全市的な障がい者雇用の促進を図ります。

6 行政サービス等における配慮

障害者差別解消法により、地方公共団体に義務づけられている不当な差別的取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮の提供について全庁的な取り組みを推進するとともに、選挙等の機会には障がいの特性に応じた情報提供等の配慮を行います。

3 分野横断的な障がい者施策の推進

7 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で安全・安心に暮らしていくことができるよう、障がい者に配慮した住環境の確保や外出しやすい環境づくりに向けた生活空間のバリアフリー化等により、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

8 防災・防犯対策の推進

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、地域での防災・防犯体制の整備や障がいのある人や高齢者等が犯罪被害の対象となることがないように、消費者被害などに関する啓発と情報提供を推進します。

9 差別の解消及び権利擁護の推進

障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、市が差別解消に向けて取り組むとともに、市民の理解と協力を得られるような相互理解や啓発活動の充実、障がいのある人の権利擁護や虐待防止等に取り組めます。

10 文化芸術・スポーツ等の振興

障がいのある人が、文化芸術活動やスポーツ等を通じて社会参加をし、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図ることができるよう、身近な地域で気軽に参加できる活動の提供、活動の場づくりに努めます。

11 国際交流の推進

障がいのある人や障がい者団体の国際交流、国際協力活動への参加支援や、地域に住む外国人との交流による地域の相互理解の促進に努めます。

〔 具体的な取り組み 〕

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な相談支援体制づくり【重】 (2) 在宅生活の支援 (3) 経済的な支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (4) 日中活動の場の充実 (5) 地域生活支援拠点の充実【重】 (6) 障がい福祉を支える人材の育成・確保 |
|--|--|
- (1) 広報・情報提供の充実
 - (2) 意思疎通支援の推進【重】
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりの推進 (2) 地域における医療体制の充実 (3) 地域リハビリテーション体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (4) 精神保健福祉の推進【重】 (5) 難病患者等への支援 |
|---|---|
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい児の支援体制の充実【重】 (2) 子育て支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> (3) 教育相談・進路指導の充実 (4) 教育環境の充実 |
|---|---|
- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 障がい者雇用の促進 (2) 市における障がい者雇用体制の強化【重】 | <ul style="list-style-type: none"> (3) 福祉的就労の充実 |
|--|--|
- (1) 行政職員の障がい者理解促進
 - (2) 選挙等における配慮
- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のまちづくりの普及・促進 (2) 外出しやすいまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> (3) 暮らしやすい居住環境の整備・改善 (4) 障がいのある人に配慮した住まいの拡充 |
|---|--|
- (1) 防災・防火対策の充実【重】
 - (2) 防犯対策の充実
- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉教育の推進 (2) 地域福祉活動の推進 (3) 広報・啓発活動の推進【重】 | <ul style="list-style-type: none"> (4) 交流・ふれあいの促進 (5) 権利擁護の推進 |
|---|---|
- (1) 文化芸術活動の推進【重】
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
 - (3) 生涯学習の充実
- (1) 障がい者等の国際交流の推進
 - (2) 地域に住む外国人との交流の促進

【重】は本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策です。

4 重点的な取り組み

本市の現状・課題を受け、本計画期間中に特に重点的に取り組むべき施策を以下とします。

重点施策

① 総合的な相談支援体制づくり

- ・障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら関係各課間の情報共有を図ります。
- ・福祉に関する総合的な相談支援をワンストップで行えるように、福祉まるごと相談窓口について周知を行うとともに、相談支援機能の強化を図ります。

重点施策

② 地域生活支援拠点の充実

- ・地域生活支援拠点については、地域における居住支援として、障害福祉サービスを提供している事業所等既存の地域資源を活用した面的整備型にて運用します。また、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実を図ります。

重点施策

③ 意思疎通支援の推進

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実させるとともに、意思疎通支援事業の周知や活用を促進します。
- ・障がい者の情報支援、意思疎通支援を行う手話奉仕員等を育成し、ボランティア活動を通して障がい者の社会参加の支援を行う環境づくりに努めます。

重点施策

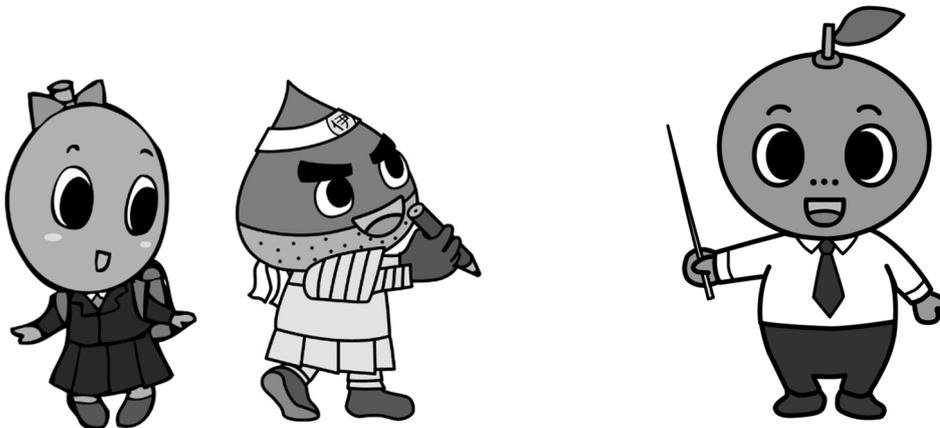
④ 精神保健福祉の推進

- 心の健康づくりに関する講座の開催や専門相談の実施等を通じて、うつやひきこもり、自殺予防等のメンタルヘルス対策を推進します。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用した関係機関との連携を図り、精神障がいのある人の社会復帰を支援します。
- 依存症に対する普及・啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備、当事者団体を通じた支援を行います。
- 精神疾患のある人の家族を対象とした学習会や座談会の実施等、関係機関と連携し、家族支援体制の整備を推進します。

重点施策

⑤ 障がい児の支援体制の充実

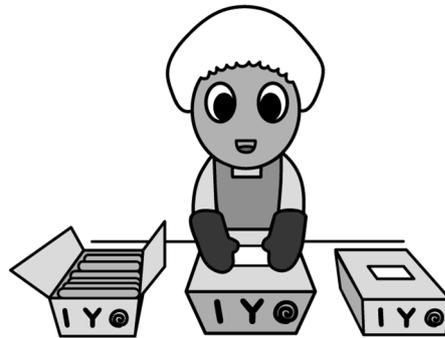
- 障がいのある子どもや発達に問題のある子ども等に対して、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための総合的で一貫した支援や継続的な相談体制が整備できるよう、保健、医療、福祉、教育、就労等の各機関が連携した支援体制の充実に努めます。
- 児童発達支援センター等における療育支援体制の充実を図ります。



重点施策

⑥ 市における障がい者雇用体制の強化

- 計画的な市職員採用試験の実施や多様な任用形態の活用により、市における障がいのある人の雇用の推進を図り、市の法定雇用率の維持、向上に努めます。
- 障がいのある人に関する理解を促進するため、職員を対象とした研修を実施するなど、障がい者への配慮の徹底を図ります。
- 伊予市障害者活躍推進計画に基づき、働く意欲のある障がい者が、さらに活躍できる職場づくりを目指します。



重点施策

⑦ 防災・防火対策の充実

- 伊予市避難行動要支援者避難支援事業における避難支援個別計画（あい・愛プラン）の周知や登録を促し、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、災害時等の緊急時に備えた地域ぐるみの防災ネットワークづくりを推進します。
- 避難所において、障がいのある人に対し、必要な医療や介護が提供され、安心して避難できるように、福祉避難所の充実や支援者の確保、運営方針の検討を進めます。また、指定避難所においても、プライバシーの確保等、障がいのある人の利用を想定した体制整備を図ります。
- 災害時にストマ装具が持ち出せなかった場合に備えた自己所有のストマ装具の保管事業について周知を行い、制度の利用促進を図ります。

重点施策

⑧ 広報・啓発活動の推進

- ・市民や事業者等が障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、広報いよし、ホームページ、社協だより等の多様な情報媒体を積極的に活用した啓発活動に取り組みます。
- ・自立支援協議会等との連携による研修会の実施や障がい者の作品の展示、就労事業所製品の紹介等を通じて、障がいに対する理解を推進します。
- ・市内の小・中学生を対象に、バリアフリー等の体験学習や、手話出前講座を開催し、福祉教育の充実を図ります。
- ・ヘルプマークの周知を図ることで、見た目ではわからない障がいの存在や配慮の必要性について周知を図ります。

重点施策

⑨ 文化芸術活動の推進

- ・公共施設等の展示スペースやイベント等で、障がいのある人や障がい者団体等による文化芸術活動の成果を発表できる場の確保に努めます。
- ・講演会や芸術活動に障がいのある人が参加しやすい環境整備に努めるとともに、行事の際には、手話ボランティアを派遣する等、障がいに応じたきめ細かな支援を行います。



第4章 第6期障がい福祉計画

1 障がい福祉計画における成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
○令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■第5期計画の実績

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
令和2年度末までの地域生活移行者数	7人	3人	0人 (累計3人)	1人 (累計4人)
令和2年度末の施設入所者数	施設入所者数 64人 削減見込 4人	施設入所者数 64人 (H28年度末 から4人減)	施設入所者数 63人 (H28年度末 から5人減)	施設入所者数 64人 (H28年度末 から4人減)

■第6期計画における本市の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度末時点の入所者数	63人	令和元年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和5年度末時点の 地域生活移行者数	4人 6.3%	施設入所から地域移行した者の数 (令和元年度の6%以上)
【目標値】 令和5年度末時点の 施設入所者の削減数	1人 1.6%	施設入所者の削減見込み数 (令和元年度の1.6%以上)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針における成果目標
○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
○令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の設定。
○精神病床における早期退院率に関して、入院後3か月時点の退院率については69%以上、入院後6か月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

■第5期計画の実績

項目	目標 (令和2年度)	実績
協議の場の設置	令和2年度末までに設置	平成30年度に自立支援協議会において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を検討しました。

■第6期計画における本市の目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、地域包括ケアシステム構築に向けて引き続き協議の場を継続します。また、県が設定する長期入院患者の地域移行に関する目標を勘案し、精神障がい者の地域移行に向けた必要なサービス提供体制を確保し、精神保健医療福祉体制の充実に努めます。
--

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた活動指標

① 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	1回	1回

② 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健	1人	1人	1人
医療(精神科)	1人	1人	1人
介護	1人	1人	1人
その他	5人	5人	5人

③ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

■第5期計画の実績

項目	目標 (令和2年度)	実績
地域生活支援拠点等の整備	令和2年度末までに整備	障がい者・児が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、事業者によるグループホームの整備促進をはじめ、事業所関係者間の連携を図り、それぞれの事業所等が機能を分担し合う「面的整備型」の地域生活支援拠点を令和2年度に整備しました。

■第6期計画における本市の目標設定

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	令和2年度に整備した地域生活支援拠点の機能充実に向けて、地域生活支援拠点の各機能（緊急時の受入れ・対応機能、体験の機会・場の機能等）について、地域におけるニーズや課題を把握するとともに、自立支援協議会で年1回運用状況を確認します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針における成果目標
○就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中の一般就労への移行について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。
○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■第5期計画の実績

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般就労への移行者数	6人	2人	1人	1人
就労移行支援事業利用者数	12人	7人	11人	7人
移行率3割以上の就労移行支援事業所	50%	該当なし	該当なし	該当なし
就労定着支援後1年後の就労定着率	80%	該当なし	100% (1人)	100% (1人)

■第6期計画における本市の目標設定

項目	目標	考え方
令和元年度の一般就労への移行者数	1人	
【目標値】 令和5年度中の一般就労移行者数	2人	令和元年度実績の1.27倍以上
	就労移行支援事業 2人	
	就労継続支援A型 0人	
	就労継続支援B型 0人	
【目標値】 令和5年度の就労定着支援利用者数	2人 100%	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割以上
【目標値】 就労定着率8割以上の事業所数	1事業所	現在、市内に就労定着支援事業所はありませんが、市内に1か所事業所を整備したと想定し、目標値を設定
	100%	

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■第6期計画における本市の目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標を設定します。

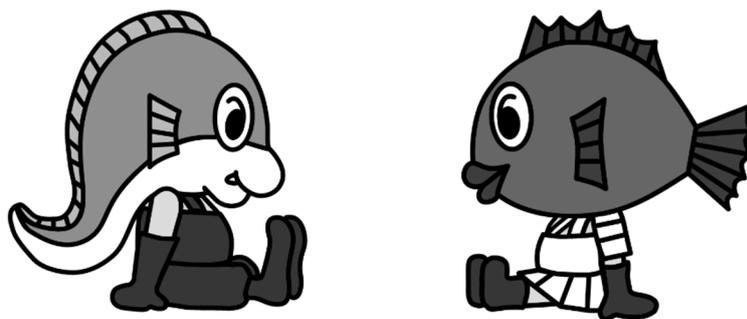
■相談支援体制の充実・強化に向けた活動指標

① 総合的・専門的な相談支援

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	1件	1件	1件
人材育成の支援件数	1件	1件	1件
連携強化の取り組みの実施回数	12回	12回	12回



(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針における成果目標

○令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■第6期計画における本市の目標設定

市町村が設定する成果目標はありませんが、国の基本指針や県の方針を踏まえ、本市の実績や実情を加味して、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに向けた活動指標を設定します。

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築に向けた活動指標

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	1人	1人	1人

② 障害者自立支援給付支払等システムによる審査結果の共有

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共有体制の有無	無	無	有
共有回数	0回	0回	1回

2 障害福祉サービスの見込量と確保の方策

(1) 障害福祉サービスの概要

① 訪問系サービス

居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事等の介助や通院等の補助を行います
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動の補助を行います
行動援護	知的障がい、精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のための援護や外出時の移動の補助等を行います
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護等のサービスを包括的に提供します
同行援護	重度の視覚障がいのある人の外出の手伝い等を行います

② 日中活動系サービス

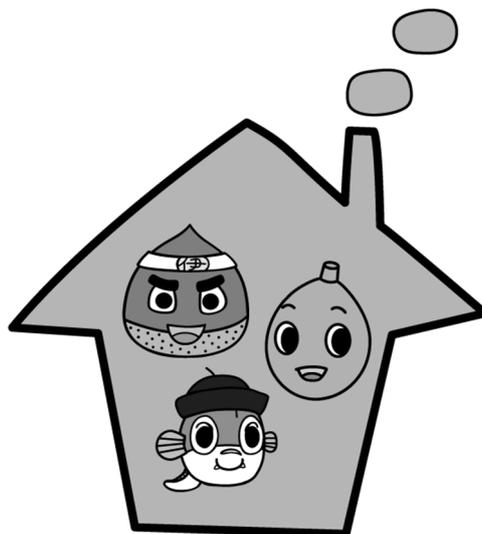
生活介護	常に介護が必要な方に、施設での入浴や排せつ、食事の介護や、軽作業等の生産活動、創作的活動等の機会を提供します
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者に対し、身体機能のリハビリテーションや歩行支援、コミュニケーションや家事等の支援を行います
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等日常生活能力を向上するための支援を行います
就労移行支援	一般企業や在宅での就労を希望する人に対し、事業所内における作業や実習、一般就労に必要な知識・能力の養成、適性に合った職場探し等の支援を行います
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や一般就労に必要な知識及び能力向上のための支援を行います
就労継続支援（B型）	年齢や体力面等で雇用されることが困難な方に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います（雇用契約なし）
療養介護	医療が必要で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供します
就労定着支援	一般就労に移行した人に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います
短期入所 （福祉型・医療型）	在宅の障がい者（児）を介護する方が病気の場合等に、施設に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護等を提供します

③ 居住系サービス

共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行います
施設入所支援	施設に入所している障がい者に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行います
自立生活援助	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います

④ 相談支援

計画相談支援	障がい者（児）が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を考慮し利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス利用計画を作成するとともに、その計画に基づくサービスの利用支援及び継続利用支援を行います
地域移行支援	住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者を対象に、連絡体制を常時確保し、障がいの特性等に起因して生じた緊急の事態において相談や支援を行います



(2) 第5期計画の実績

サービス名		平成 30 年度				
		目標		実績		
訪問系サービス		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	
	居宅介護	57	786	64	862	
	重度訪問介護	1	313	5	313	
	行動援護	0	0	0	0	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	
	同行援護	7	122	6	110	
日中活動系サービス		実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	
	生活介護	117	2,230	113	2,160	
	自立訓練（機能訓練）	1	20	1	6	
	自立訓練（生活訓練）	1	20	0	0	
	就労移行支援	9	175	8	136	
	就労継続支援（A型）	36	740	39	788	
	就労継続支援（B型）	104	2,288	111	1,902	
	療養介護	3		0		
	就労定着支援			0	0	
		実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	
	短期入所（福祉型）	19	148	13	114	
短期入所（医療型）	1	10	2	4		
居住系サービス		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		
	共同生活援助	36		37		
	施設入所支援 （うち加齢児）	67 (4)		64 (4)		
	自立生活援助	6		0		
	相談支援		累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)
計画相談支援		支給決定件数	28	340	29	344
		請求件数	67	800	79	946
地域移行支援		支給決定件数	1	12	0	0
		請求件数	1	12	0	0
地域定着支援		支給決定件数	1	12	0	0
	請求件数	1	12	0	0	

令和元年度				令和2年度（見込み）			
目標		実績		目標		実績	
実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)
57	786	64	814	57	786	70	847
1	313	0	0	1	313	1	83
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
7	122	7	92	7	122	7	83
実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)
117	2,230	110	2,351	117	2,230	111	2,158
1	20	0	0	1	20	1	10
1	20	0	0	1	20	0	0
10	194	14	241	12	232	7	166
36	740	38	722	36	740	44	846
104	2,288	117	1,830	104	2,288	133	2,147
3		0		3		3	
9	45	1	1	10	50	1	1
実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)
19	148	12	70	19	148	17	63
1	10	3	10	1	10	3	10
実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)	
36		50		36		52	
65		63		64		64	
(4)		(4)		(4)		(4)	
6		0		6		0	
累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)
29	345	28	339	29	350	28	339
68	810	101	1,053	68	820	90	1,078
1	12	1	5	1	12	1	6
1	12	1	5	1	12	1	14
1	12	0	0	1	12	0	0
1	12	0	0	1	12	0	0

(3) 第6期計画の目標

サービス名		第6期計画期間						
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
訪問系サービス		実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	実人数 (人/月)	延べ時間 (時間/月)	
	居宅介護	69	929	72	970	74	997	
	重度訪問介護	1	200	1	200	1	200	
	行動援護	0	0	0	0	0	0	
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	
	同行援護	6	110	6	110	6	110	
日中活動系サービス		実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ日数 (人日/月)	
	生活介護	108	2,308	108	2,308	108	2,308	
	自立訓練（機能訓練）	1	20	1	20	1	20	
	自立訓練（生活訓練）	1	20	1	20	1	20	
	就労移行支援	9	181	12	242	16	322	
	就労継続支援（A型）	44	889	45	909	46	929	
	就労継続支援（B型）	129	2,291	135	2,398	141	2,504	
	療養介護	3		3		3		
	就労定着支援	2		3		4		
		実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	実人数 (人/月)	延べ人数 (人日/月)	
	短期入所（福祉型）	14	123	16	140	18	158	
	短期入所（医療型）	3	18	3	18	3	18	
居住系サービス		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		実人数 (人/月)		
	共同生活援助	52		52		52		
	施設入所支援	64		63		62		
	（うち加齢児）	(4)		(4)		(4)		
	自立生活援助	4		4		4		
相談支援		累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	累積人数 (人/月)	累積人数 (人/年)	
	計画相談支援	支給決定件数	29	351	30	363	31	375
		請求件数	110	1,320	115	1,380	120	1,440
	地域移行支援	支給決定件数	1	12	1	12	1	12
		請求件数	1	12	1	12	1	12
	地域定着支援	支給決定件数	1	12	1	12	1	12
		請求件数	1	12	1	12	1	12

(4) 障害福祉サービスにおける確保の方策

① 訪問系サービス

- ・現在、市内には居宅介護事業所が2か所、重度訪問介護事業所が2か所、同行援護事業所が1か所あります。
- ・障がいのある人の居宅生活を支える重要なサービスであり、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据え、受け皿となる事業所の拡大を図るとともに、介護保険事業所を含めた多様な事業所の参入を働きかけます。
- ・障がいのある人のニーズに合った必要な支援を提供するためには、支援者の確保が不可欠となっており、ヘルパー人員の確保を支援するなど事業所に対しても働きかけます。

② 日中活動系サービス

- ・現在、市内には生活介護事業所が1か所、就労継続支援（B型）事業所が2か所、短期入所事業所が2か所あります。
- ・障がいのある人の希望や特性に応じた多様な活動の場の整備を進めるため、今後も既存事業所を活用し、障がいのある人が身近な地域で希望するサービスを受けられる体制を確保します。
- ・市内に事業所のないサービスに関しては、広域でのサービス提供ができるように、近隣市町との連携を図り、需要に応じた提供体制を確保します。

③ 居住系サービス

- ・現在、市内には共同生活援助（グループホーム）事業所が2か所あります。
- ・共同生活援助（グループホーム）については、親亡き後や地域移行を見据えた受け皿として、今後もニーズは増加するものと思われます。事業所への適切な情報提供を通じた新規参入を促進し、サービス提供の確保に努めます。
- ・自立生活援助については、平成30年度の新設以降、利用実績はありませんでした。今後も施設入所者やグループホーム利用者へサービスに関する情報提供を行い、利用を促進します。

④ 相談支援

- ・現在、市内には相談支援事業所が3か所あります。
- ・計画相談支援については、今後も知的障がい及び精神障がいのある人の増加が見込まれることを踏まえ、サービス提供体制の強化が必要です。
- ・相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心に、事業者向けの研修や助言等を行い、相談支援の質の向上を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

(1) 地域生活支援事業のサービスの概要

理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等が日常・社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を行います
障害者相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用もしくは利用しようとする知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て、または一部について補助を行います
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等を派遣します
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具を給付します
移動支援事業	地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援をします
地域活動支援センター機能強化事業	地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流活動への参加支援を行います
日中一時支援事業	障がい者や障がい児の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者を介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ります

(2) 第5期計画の実績

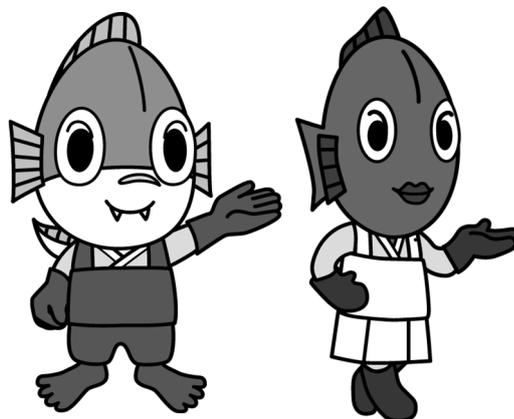
サービス名	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	—	有	—	有	—	有
相談支援事業						
障害者相談支援事業（箇所）	—	3	—	3	—	3
基幹相談支援センター等 機能強化事業（実施の有無）	—	有	—	有	—	有
成年後見制度利用支援事業（件）	1	0	1	1	1	0
意思疎通支援事業						
手話通訳者派遣事業（人）	2	5	2	3	2	2
要約筆記者派遣事業（人）	1	1	1	1	1	1
市主催派遣事業（件）	1	0	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業（件）	1,074	1,044	1,074	1,033	1,074	1,032
介護・訓練支援用具	3	3	3	0	3	4
自立生活支援用具	7	1	7	2	7	5
在宅療養等支援用具	5	4	5	5	5	2
情報・意思疎通支援用具	44	39	44	42	44	36
排せつ管理支援用具	1,014	993	1,014	984	1,014	984
住宅改修費	1	4	1	0	1	1
移動支援事業（人）	40	29	40	26	40	14
身体障がい者	9	8	9	5	9	3
知的障がい者	17	16	17	15	17	6
精神障がい者	14	5	14	6	14	5
地域活動支援センター機能強化事業（人）	21	21	21	22	21	20
日中一時支援事業（人）	18	11	18	12	18	10

(3) 第6期計画の目標

サービス名	第6期計画期間		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業（実施の有無）	有	有	有
相談支援事業			
障害者相談支援事業（箇所）	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業（実施の有無）	有	有	有
成年後見制度利用支援事業（件）	1	1	1
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業（人）	2	2	2
要約筆記者派遣事業（人）	1	1	1
市主催派遣事業（件）	1	1	1
日常生活用具給付等事業（件）	1,054	1,054	1,054
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	7	7	7
在宅療養等支援用具	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	43	43	43
排せつ管理支援用具	995	995	995
住宅改修費	1	1	1
移動支援事業（人）	30	30	30
身体障がい者	8	8	8
知的障がい者	16	16	16
精神障がい者	6	6	6
地域活動支援センター機能強化事業（人）	22	22	22
日中一時支援事業（人）	15	15	15

(4) 地域生活支援事業における確保の方策

- 理解促進研修・啓発事業については、広報紙やホームページなどへ障がい理解を進める啓発記事等の掲載や講演会の開催を実施します。
- 相談支援事業については、障がいのある人やその家族が気軽に相談できる先として相談支援事業所や基幹相談支援センターを認知してもらうために、パンフレットやホームページ、研修会等を通して周知します。
- 成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の生活実態やニーズ等を考慮しながら、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。
- 意思疎通支援事業については、今後も必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の人材の確保に努めます。
- 日常生活用具給付等事業については、利用希望者一人一人の状況に合わせた適切な用具の給付に努めるとともに、市の窓口や相談支援事業所等を通じて、事業の周知を行います。
- 移動支援事業については、今後も移動手段の確保に関するニーズや障がいのある人の社会参加を促進するためにも、安定したサービスの確保と質の向上を図ります。



第5章 第2期障がい児福祉計画

1 障がい児福祉計画における成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針における成果目標
○令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保する。
○令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■第1期計画の実績

項目	目標	実績		
	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援センターの設置	1か所設置	未設置	未設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	確保	未設置	未設置	確保
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	確保	確保済み	確保済み	確保済み
医療的ケア児支援の協議の場の設置（平成30年度末まで）	設置	設置済み	継続	継続

■第2期計画における本市の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	設置済み	既に設置済みであるため維持継続します。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済み	既に構築済みであるため維持継続します。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保	確保済み	既に確保済みであるため維持継続します。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	設置済み	既に設置済みであるため維持継続します。

2 障害児通所支援等の見込量と確保の方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援のサービスの概要

■サービスの概要

児童発達支援	未就学の障がいのある子どもへ日常生活の動作の支援や集団生活に慣れるための支援を行います
医療型児童発達支援	障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の支援、知識技能の付与等の支援を実施します
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して集団生活への適応支援を行います
放課後等デイサービス	障がいのある学齢期の子どもへの放課後や夏休み等の居場所として、生活能力向上のための支援等を行います
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行います

(2) 第1期計画の実績と第2期計画の目標

① 児童発達支援

■第1期計画の実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	30	384	30	384	30	384
実績	23	236	24	219	28	384

■第2期計画の目標

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	31	425	34	466	38	521

② 医療型児童発達支援

■第1期計画の実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	1	4	1	4	1	4
実績	0	0	0	0	0	0

■第2期計画の目標

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	1	4	1	4	1	4

③ 居宅訪問型児童発達支援

■第1期計画の実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	2	8	2	8	2	8
実績	0	0	0	0	0	0

■第2期計画の目標

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	2	8	2	8	2	8

④ 保育所等訪問支援

■第1期計画の実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	3	15	3	15	3	15
実績	0	0	0	0	0	0

■第2期計画の目標

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	3	15	3	15	3	15

⑤ 放課後等デイサービス

■第1期計画の実績

	平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	76	578	76	578	76	578
実績	89	711	118	908	118	967

■第2期計画の目標

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）	実人数 （人/月）	延べ人数 （人日/月）
目標	120	1,217	125	1,263	130	1,318

⑥ 障害児相談支援

■第1期計画の実績

		平成30年度		令和元年度		令和2年度（見込み）	
		累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）	累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）	累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）
支給決定 件数	目標	7	84	7	84	7	84
	実績	7	80	8	100	9	107
請求件数	目標	22	260	23	270	23	280
	実績	19	222	22	280	29	350

■第2期計画の目標

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）	累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）	累積人数 （人/月）	累積人数 （人/年）
支給決定 件数	目標	10	120	12	146	14	171
請求件数	目標	33	403	36	439	40	488

⑦ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

■第1期計画の実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度（見込み）
	人数	人数	人数
目標	1	1	1
実績	1	1	1

■第2期計画の目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数	人数	人数
目標	2	2	2

（3）障害児通所支援等における確保の方策

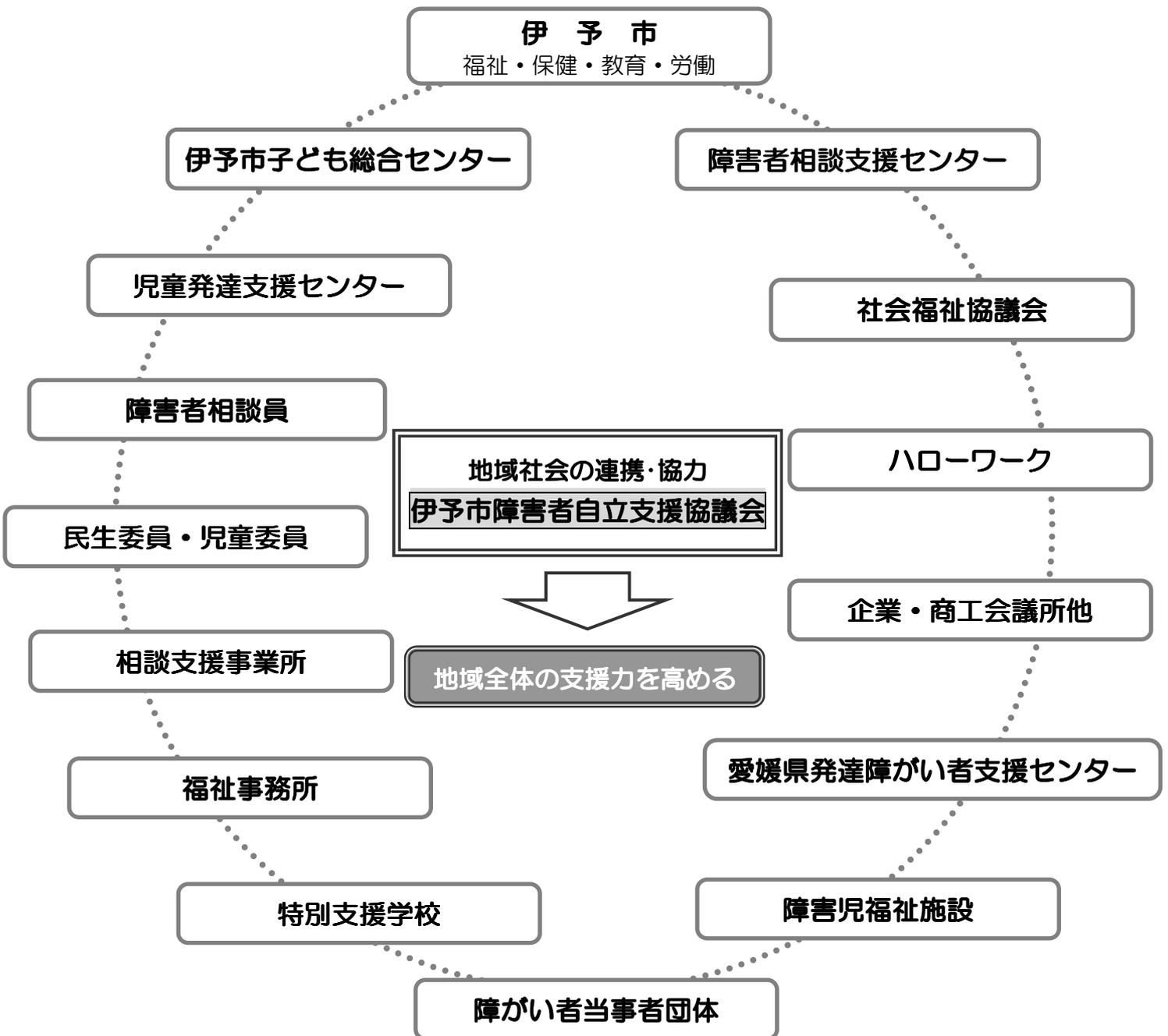
- 障がい児の療育や訓練、日中活動の場について、今後もニーズが高まるものと見込んでいます。そのため、障がい児の健やかな育成と発達支援を図るために、関係機関と連携した支援体制の構築に努めます。
- 障がい児の発達の段階や障がいの状態など個々の状況に応じた支援が受けられるよう、サービス提供事業所や相談支援事業所等の関係機関との情報共有を図り、適切なサービスの提供につなげます。
- 医療的ケア児に対するコーディネーターを福祉課、保健センターに配置し、医療的ケア児支援のための協議の場を活用しながら、医療的ケア児支援を総合的に調整します。
- 発達障がい者及びその家族等を支援するため、家族や地域へ発達障がいの特性や必要な知識等の普及・啓発を行い、地域における支援体制の構築に努めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進に当たって

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、伊予市障害者自立支援協議会が中核的存在となります。協議会は、福祉・保健・教育・労働関係者が参加する組織で、対象者のニーズに即して相談からサービス提供までを関係者の連携により実施します。



(2) 連携の強化

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。また、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

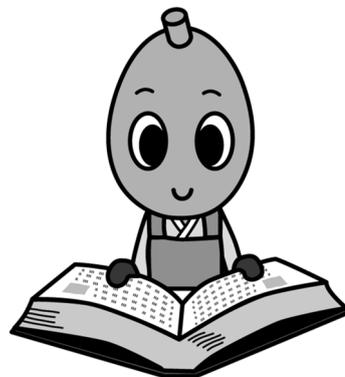
また、障害福祉サービス等で広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくり等障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

(3) 計画の広報・周知

計画の推進に当たっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、様々な媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携の下で重点的な広報を行います。

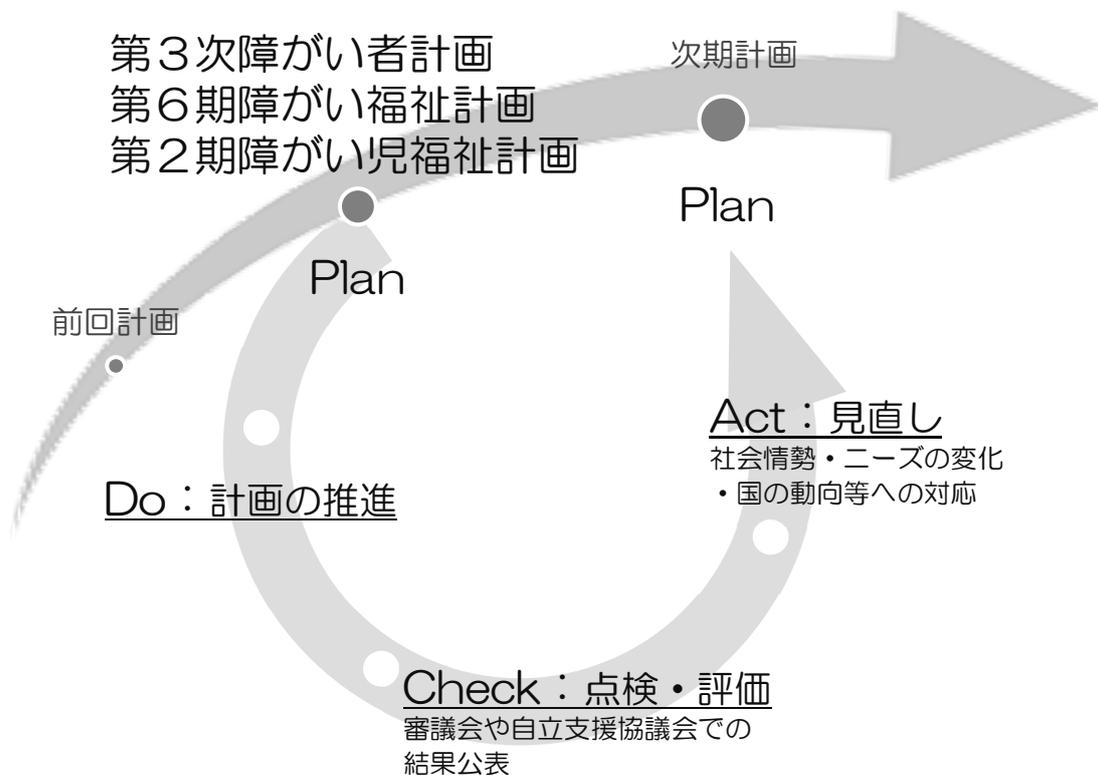
また、障がいのある人への周知に当たっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、わかりやすい情報発信を行います。



2 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講ずること（PDC Aサイクル）とされています。

計画をより効果的に推進するために、少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。中間評価の際には、審議会や自立支援協議会等の意見を聞くとともに、その結果を公表します。





1 伊予市障害者福祉計画策定審議会条例

平成 23 年 3 月 23 日条例第 4 号
改正平成 25 年 3 月 15 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊予市障害者福祉計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく障害者計画の策定及び評価に関すること。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉計画の策定及び評価に関すること。
- (3) その他障害者の福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健に携わる者
- (2) 医療に携わる者
- (3) 福祉に携わる者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による市民
- (6) 行政に携わる者
- (7) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 15 日条例第 16 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 伊予市障害者福祉計画策定審議会委員名簿

氏名	区分	役職名	備考
矢野 雄大	保健関係者	精神保健福祉士	
小西 省三	医療関係者	こにし心療クリニック院長	
上本 昌幸	福祉関係者	伊予市社会福祉協議会会長	副会長
水本 説男	福祉関係者	伊予市民生児童委員協議会会長	
水田 恒二	福祉関係者	伊予市身体障害者福祉協会会長	
福島 久子	福祉関係者	伊予市手をつなぐ育成会会長	
井上 寛規	福祉関係者	ワークハウス睦美	
阿部 富美	福祉関係者	社会福祉法人 朝凧会 空と大地施設長	会長
田中 大祐	福祉関係者	伊予市障害者相談支援センター	
西村 幸	福祉関係者	松山相談支援センター 管理者	
吉田 京子	学識経験を有する者	愛媛県教育研究協議会事務局長	
海田 淑彦	公募による市民		
土居 和博	行政関係者	伊予市子ども総合センター長	
相田 紗也可	行政関係者	伊予市健康増進課 主査	
灘岡 雅人	その他市長が認める者	伊予市教育委員会 学校教育課 指導主幹	

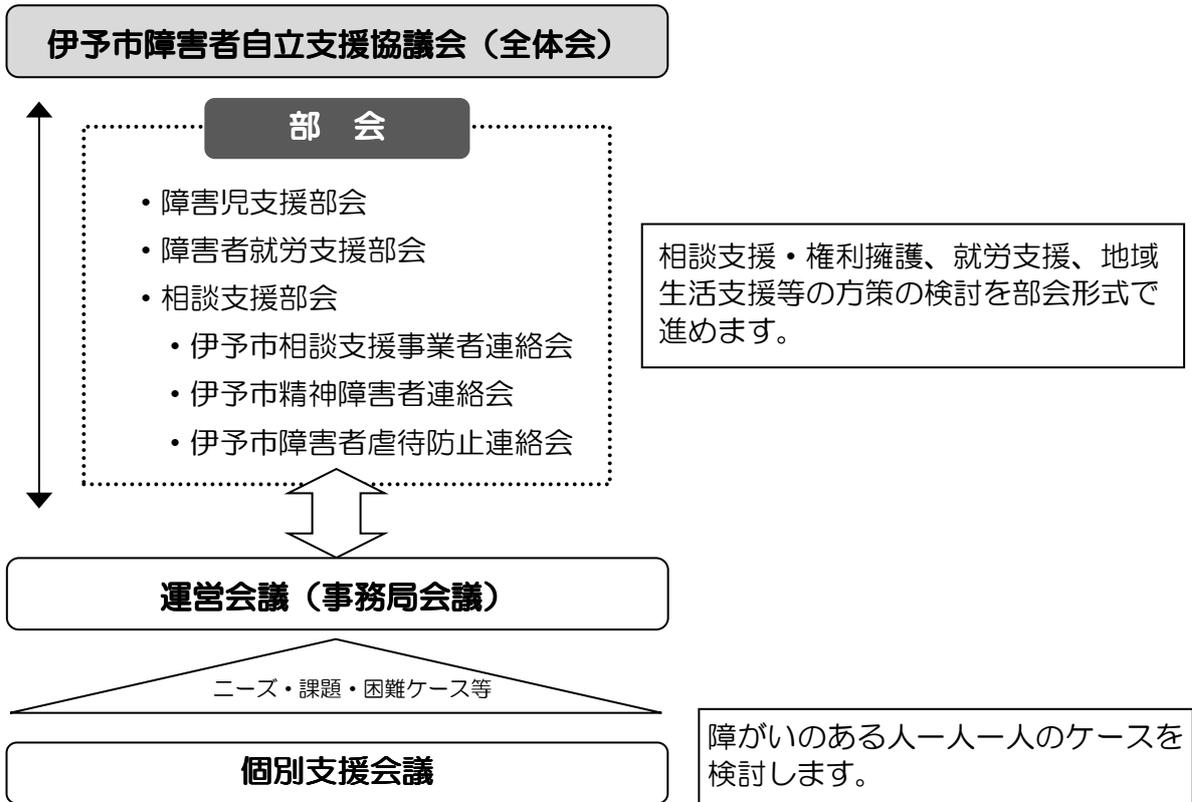
順不同・敬称略

3 伊予市障害者自立支援協議会の体系

伊予市障害者自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置しています。

障害者基本法の改正や障害者総合支援法及び障害者虐待防止法を踏まえ、①サービス等利用計画の質の向上を図る役割 ②地域移行のネットワークや資源開発の役割 ③地域における障がい者虐待防止等のためのネットワークの役割、これらの役割を担う専門部会の設置等について検討し、より効果的・効率的な運営を目指します。

<伊予市障害者自立支援協議会の体制>



○伊予市障害者自立支援協議会の主な機能

全体会 ・ ・ ・ ・ ・ 課題全般についての確認・協議、情報の共有、啓発と情報の発信など

運営会議（事務局会議） ・ ・ 個別支援会議等で確認した課題の取り扱いについての調整、全体会や部会の協議事項や提出資料等の調整、協議会の運営の方向性や地域づくりに関する戦略についての協議など

障害児支援部会 ・ ・ ・ ・ ・ 障がい児が抱える課題解決や支援など

障害者就労支援部会 ・ ・ ・ ・ 障害者就労支援ネットワークの充実など

相談支援部会 ・ ・ ・ ・ ・ 相談支援員の質向上、相談活動の支援など

伊予市相談支援事業者連絡会 ・ ・ 個別の課題解決、困難ケースのカンファレンスなど

伊予市精神障害者連絡会 ・ ・ ・ 精神障がい者の地域移行支援（退院促進支援）など

伊予市障害者虐待防止連絡会 ・ ・ 障害者虐待防止ネットワークの構築など

4 策定経過

年月日	内 容
令和2年7月8日～ 7月22日	障がい者・障がい児アンケート調査の実施
令和2年9月24日	第1回伊予市障害者福祉計画策定審議会
令和2年9月・10月	障がい福祉に関する事業所・団体意向調査の実施
令和2年9月・10月	発達障がい児に関する調査の実施
令和2年11月26日	第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会
令和3年1月14日	第3回伊予市障害者福祉計画策定審議会
令和3年2月2日～ 2月22日	パブリックコメントの実施

5 障がい者・障がい児アンケート調査結果（抜粋）

（1）調査の概要

- 調査対象者：伊予市にお住まいの障がい者手帳をお持ちの人及び障害児通所支援を利用している人
- 調査期間：令和2年7月8日（水）～令和2年7月22日（水）
- 調査方法：郵送による配布・回収

調査票対象	調査対象者数 （配布数）	有効回収数	有効回収率
障がい者手帳をお持ちの人	1,913 件	963 件	50.3%
障害児通所支援を利用している人	136 件	67 件	49.3%

【留意点】

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 図表中のクロス（表）の見方について、上位3位の数値（%）に網掛け、上位1位の数値（%）を**太文字**で表記しています。

(2) 障がい者アンケート調査結果の抜粋

① あなたの住まい（暮らしているところ、生活の場）はどこですか。（1つだけ〇）

お住まい（暮らしているところ、生活の場）についてみると、全体では「持ち家」が71.7%と最も高く、次いで「高齢者関係施設」が6.4%、「障害者（児）支援施設」が6.0%となっています。

上段:件数 下段:%		① あなたの住まいはどこですか。										
		合計	持ち家	民間賃貸住宅	公営住宅	社宅・官舎等	グループホーム	障害者（児）支援施設	高齢者関係施設	病院・診療所（入院中）	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	690 71.7	31 3.2	42 4.4	1 0.1	25 2.6	58 6.0	62 6.4	17 1.8	16 1.7	21 2.2
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	566 77.5	21 2.9	29 4.0	1 0.1	8 1.1	16 2.2	57 7.8	16 2.2	11 1.5	5 0.7
	療育手帳	151 100.0	64 42.4	4 2.6	7 4.6	-	18 11.9	47 31.1	3 2.0	3 2.0	3 2.0	2 1.3
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	90 71.4	8 6.3	9 7.1	-	3 2.4	5 4.0	3 2.4	1 0.8	4 3.2	3 2.4
	発達障がい	44 100.0	26 59.1	4 9.1	4 9.1	-	1 2.3	7 15.9	-	-	1 2.3	1 2.3
	その他	127 100.0	93 73.2	5 3.9	12 9.4	-	1 0.8	3 2.4	5 3.9	4 3.1	-	4 3.1

② あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。（あてはまるものすべてに〇）

同居者についてみると、全体では「配偶者」が38.5%と最も高く、次いで「子ども・孫」が27.0%、「親・祖父母」が15.6%となっています。

手帳別にみると、療育手帳では「施設や病院の職員」、発達障がいでは「親・祖父母」が最も高くなっています。

上段:件数 下段:%		② あなたはどなたと一緒に暮らしていますか。											
		合計	ひとり暮らし	親・祖父母	配偶者	兄弟姉妹	子ども・孫	その他の親族	友人・知人	施設や病院の職員	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	137 14.2	150 15.6	371 38.5	47 4.9	260 27.0	17 1.8	9 0.9	137 14.2	3 0.3	25 2.6	20 2.1
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	115 15.8	68 9.3	332 45.5	22 3.0	232 31.8	14 1.9	3 0.4	81 11.1	2 0.3	12 1.6	4 0.5
	療育手帳	151 100.0	10 6.6	53 35.1	10 6.6	19 12.6	5 3.3	3 2.0	6 4.0	61 40.4	1 0.7	12 7.9	1 0.7
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	20 15.9	40 31.7	41 32.5	9 7.1	27 21.4	2 1.6	1 0.8	10 7.9	-	5 4.0	4 3.2
	発達障がい	44 100.0	2 4.5	19 43.2	10 22.7	10 22.7	3 6.8	1 2.3	2 4.5	8 18.2	-	2 4.5	1 2.3
	その他	127 100.0	24 18.9	17 13.4	53 41.7	8 6.3	32 25.2	4 3.1	-	11 8.7	-	5 3.9	-

③ あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。

支援してくれる家族で、主な方の年齢についてみると、全体では「70歳以上」が29.8%と最も高く、次いで「60～69歳以下」が25.4%、「50～59歳以下」が19.3%となっています。

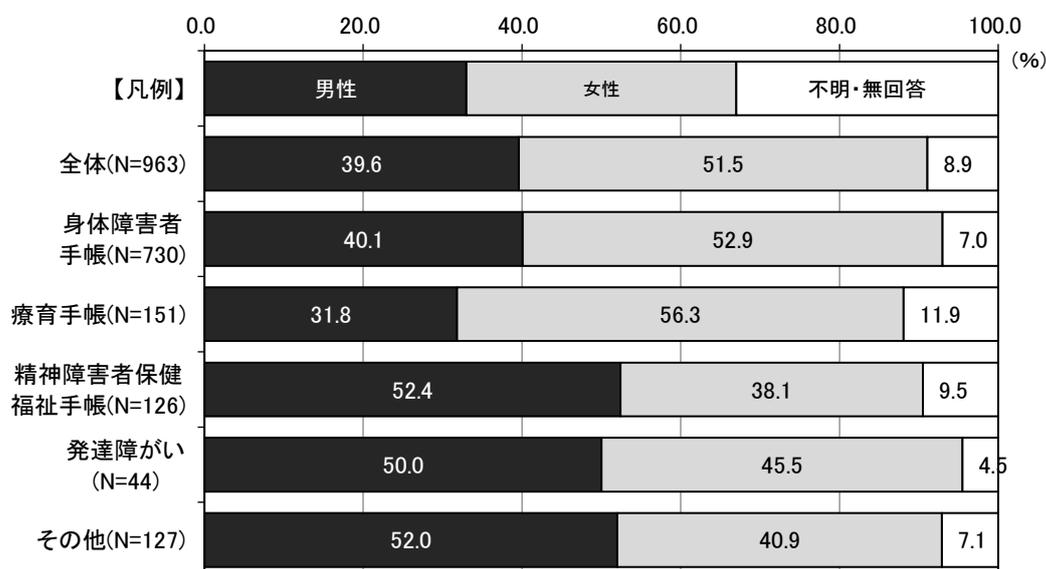
性別についてみると、全体では「女性」が51.5%、「男性」が39.6%となっています。

健康状態についてみると、全体では「ふつう」が45.6%と最も高く、次いで「よい」が33.5%、「よくない」が11.9%となっています。

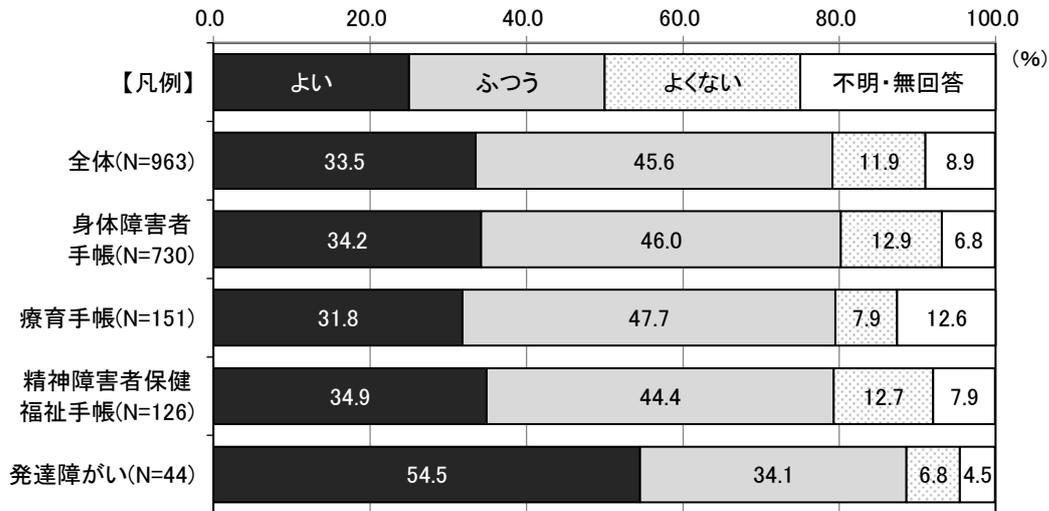
年齢（令和2年7月1日 現在）

上段:件数 下段:%		③ 支援してくれる家族で、主な方の年齢							
		合計	20～29歳以下	30～39歳以下	40～49歳以下	50～59歳以下	60～69歳以下	70歳以上	不明・無回答
全体		963 100.0	15 1.6	27 2.8	71 7.4	186 19.3	245 25.4	287 29.8	132 13.7
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	11 1.5	18 2.5	56 7.7	148 20.3	189 25.9	223 30.5	85 11.6
	療育手帳	151 100.0	4 2.6	7 4.6	6 4.0	28 18.5	36 23.8	37 24.5	33 21.9
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	4 3.2	4 3.2	12 9.5	23 18.3	29 23.0	40 31.7	14 11.1
	発達障がい	44 100.0	4 9.1	3 6.8	4 9.1	9 20.5	12 27.3	10 22.7	2 4.5
	その他	127 100.0	3 2.4	3 2.4	7 5.5	22 17.3	38 29.9	40 31.5	14 11.0

性別



健康状態



④ あなたは日中をどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

日中をどのように過ごしているかについてみると、全体では「家庭内で過ごしている」が51.7%と最も高く、次いで「常勤で一般就労をしている（自営業を含む）」が12.8%、「介護保険の通所サービスに通っている」が10.0%となっています。

手帳別にみると、療育手帳と発達障がいでは「仲間と一緒に施設などで仕事（福祉就労）をしている」が最も高くなっています。

		④ 日中をどのように過ごしていますか。											
手帳別	上段:件数 下段:%	合計	常勤で一般就労をしている(自営業を含む)	パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている	仲間と一緒に施設などで仕事(福祉就労)をしている	介護や訓練を受ける施設などに通っている	介護保険の通所サービスに通っている	学校に通っている	病院等のデイケアに通っている	同じ障がいのある人たちの活動・集まりに通っている	家事・育児・介護	家庭内で過ごしている	不明・無回答
		全体	963 100.0	123 12.8	61 6.3	80 8.3	53 5.5	96 10.0	3 0.3	35 3.6	46 4.8	85 8.8	498 51.7
身体障害者手帳	730 100.0	101 13.8	30 4.1	15 2.1	33 4.5	83 11.4	3 0.4	29 4.0	14 1.9	71 9.7	426 58.4	87 11.9	
療育手帳	151 100.0	14 9.3	17 11.3	52 34.4	16 10.6	9 6.0	-	4 2.6	26 17.2	5 3.3	30 19.9	14 9.3	
精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	12 9.5	15 11.9	23 18.3	7 5.6	11 8.7	-	4 3.2	15 11.9	10 7.9	59 46.8	12 9.5	
発達障がい	44 100.0	2 4.5	8 18.2	18 40.9	2 4.5	2 4.5	-	-	7 15.9	3 6.8	17 38.6	-	
その他	127 100.0	11 8.7	9 7.1	10 7.9	8 6.3	14 11.0	-	9 7.1	5 3.9	9 7.1	73 57.5	11 8.7	

⑤ あなたが悩みや困ったことを相談するのはどなた(どこ)ですか。(主なもの3つに〇)

悩みや困ったことを相談するのはどなた(どこ)かについてみると、全体では「家族・親族」が77.9%と最も高く、次いで「病院や診療所」が37.3%、「友人・知人」が23.4%となっています。

手帳別にみると、療育手帳と発達障がいでは「障害福祉サービス提供者、施設の職員」が他より高い傾向にあります。

		⑤ 悩みや困ったことを相談するのはどなた(どこ)ですか。								
上段:件数 下段:%		合計	家族・親族	友人・知人	市の機関	県の機関	相談支援事業所(相談支援専門員)	障害福祉サービス提供者、施設の職員	社会福祉協議会	教育機関(学校、幼稚園、保育所など)
全体		963 100.0	750 77.9	225 23.4	90 9.3	3 0.3	101 10.5	164 17.0	68 7.1	1 0.1
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	591 81.0	180 24.7	79 10.8	1 0.1	58 7.9	89 12.2	43 5.9	1 0.1
	療育手帳	151 100.0	91 60.3	20 13.2	11 7.3	- -	35 23.2	66 43.7	10 6.6	- -
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	89 70.6	27 21.4	9 7.1	2 1.6	17 13.5	24 19.0	15 11.9	- -
	発達障がい	44 100.0	36 81.8	5 11.4	3 6.8	2 4.5	12 27.3	13 29.5	8 18.2	- -
	その他	127 100.0	104 81.9	30 23.6	6 4.7	- -	10 7.9	15 11.8	13 10.2	1 0.8

		つづき							
上段:件数 下段:%		病院や診療所	障がい当事者団体、家族会	民生・児童委員、地域の役員	職場の上司や同僚	相談したいがどこ(誰)にも相談できない	相談先がわからない	その他	不明・無回答
全体		359 37.3	12 1.2	17 1.8	29 3.0	27 2.8	50 5.2	37 3.8	55 5.7
手帳別	身体障害者手帳	288 39.5	5 0.7	16 2.2	21 2.9	20 2.7	34 4.7	26 3.6	41 5.6
	療育手帳	27 17.9	5 3.3	1 0.7	6 4.0	4 2.6	6 4.0	8 5.3	10 6.6
	精神障害者保健福祉手帳	55 43.7	3 2.4	1 0.8	4 3.2	7 5.6	8 6.3	4 3.2	7 5.6
	発達障がい	17 38.6	1 2.3	- -	1 2.3	2 4.5	4 9.1	1 2.3	2 4.5
	その他	48 37.8	1 0.8	- -	5 3.9	5 3.9	6 4.7	4 3.1	4 3.1

⑥ あなたが外出することを考えたとき、充実してほしいことはありますか。
(主なもの3つに〇)

外出することを考えたとき、充実してほしいことはあるかについてみると、全体では「特にな
い」が25.4%と最も高く、次いで「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」が20.7%、
「多目的トイレ」が18.6%となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳では「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」、療
育手帳では「付き添いや介助者などの人的支援」、精神障害者保健福祉手帳と発達障がいでは「自
分困っているときの周りの人の援助」、その他では「階段の手すり」が高くなっています。

		⑥ 外出することを考えたとき、充実してほしいこと								
上段:件数 下段:%		合計	視覚障 がい者 誘導用ブ ロック (点字ブ ロック)	音の出 る信号 機	ゆっく り安全 に渡 れる 横断歩 道	放置自 転車な どの路 上障害 物が撤 去され ること	歩道・建 物、乗 り物な どの段 差が解 消され ること	階段の 手すり	多目的 トイレ	障がい 者の用 の駐車 スペース
全体		963 100.0	9 0.9	17 1.8	166 17.2	34 3.5	199 20.7	175 18.2	179 18.6	136 14.1
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	6 0.8	10 1.4	130 17.8	26 3.6	178 24.4	153 21.0	153 21.0	127 17.4
	療育手帳	151 100.0	1 0.7	3 2.0	18 11.9	5 3.3	18 11.9	14 9.3	24 15.9	8 5.3
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	2 1.6	3 2.4	23 18.3	3 2.4	9 7.1	18 14.3	17 13.5	10 7.9
	発達障がい	44 100.0	- -	1 2.3	4 9.1	2 4.5	3 6.8	3 6.8	4 9.1	- -
	その他	127 100.0	1 0.8	4 3.1	16 12.6	4 3.1	23 18.1	30 23.6	29 22.8	23 18.1
		つづき								
上段:件数 下段:%		駅やバ ス停、歩 道にお けるベン チなど の設置	電車や バスな どの交 通機 関をわ かりや すく利 用でき る表示	利用す る施設 などの わかり やすい 案内表 示	付き添 いや介 助者な どの人 的支援	自分が 困って いると きの周 りの人 の援助	特にな い	わから ない	その他	不明・無 回答
全体		106 11.0	54 5.6	53 5.5	160 16.6	155 16.1	245 25.4	65 6.7	32 3.3	78 8.1
手帳別	身体障害者手帳	79 10.8	32 4.4	30 4.1	112 15.3	83 11.4	176 24.1	39 5.3	23 3.2	58 7.9
	療育手帳	12 7.9	14 9.3	12 7.9	45 29.8	42 27.8	44 29.1	20 13.2	2 1.3	9 6.0
	精神障害者保健福祉手帳	20 15.9	11 8.7	15 11.9	16 12.7	39 31.0	32 25.4	9 7.1	9 7.1	8 6.3
	発達障がい	3 6.8	4 9.1	7 15.9	10 22.7	17 38.6	17 38.6	4 9.1	1 2.3	3 6.8
	その他	15 11.8	9 7.1	5 3.9	21 16.5	25 19.7	26 20.5	7 5.5	5 3.9	11 8.7

⑦ あなたは福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。
(主なもの3つに〇)

福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがあったかについてみると、全体では「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が29.6%と最も高く、次いで「特に困ったことはない」が26.4%、「わからない」が17.2%となっています。

手帳別にみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、発達障がいでは「特に困ったことはない」が最も高くなっています。

		⑦ 福祉サービスを利用するときに困ったこと							
上段:件数 下段:%		合計	使いたいサービスが使えなかった	サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	どのサービス事業者がよいのかわからない	契約の方法がわからなかった(わかりにくかった)	サービスを利用するなかでトラブルがあった	費用負担があるため、サービスが使いつらい	どんなサービスがあるのかわからない
全体		963 100.0	28 2.9	25 2.6	72 7.5	18 1.9	12 1.2	34 3.5	106 11.0
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	21 2.9	20 2.7	52 7.1	14 1.9	4 0.5	34 4.7	75 10.3
	療育手帳	151 100.0	5 3.3	2 1.3	14 9.3	1 0.7	2 1.3	-	18 11.9
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	5 4.0	3 2.4	13 10.3	6 4.8	7 5.6	-	18 14.3
	発達障がい	44 100.0	1 2.3	2 4.5	3 6.8	1 2.3	3 6.8	-	5 11.4
	その他	127 100.0	1 0.8	4 3.1	7 5.5	3 2.4	3 2.4	4 3.1	16 12.6

		つづき						
上段:件数 下段:%		サービス事業者の情報が不十分	介護保険のサービスを優先するよういわれた	特に困ったことはない	わからない	その他	これまで福祉のサービスを利用したことがない	不明・無回答
全体		44 4.6	15 1.6	254 26.4	166 17.2	22 2.3	285 29.6	189 19.6
手帳別	身体障害者手帳	31 4.2	12 1.6	168 23.0	112 15.3	12 1.6	242 33.2	159 21.8
	療育手帳	4 2.6	1 0.7	59 39.1	50 33.1	3 2.0	21 13.9	18 11.9
	精神障害者保健福祉手帳	12 9.5	1 0.8	41 32.5	19 15.1	8 6.3	36 28.6	14 11.1
	発達障がい	4 9.1	-	13 29.5	10 22.7	3 6.8	10 22.7	4 9.1
	その他	8 6.3	3 2.4	30 23.6	24 18.9	4 3.1	36 28.3	22 17.3

⑧ あなたは訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがありますか。また、被害にあうことが心配ですか。(1つだけ〇)

訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがあるかについてみると、全体では「被害にあったことはないし、心配もしていない」が46.4%と最も高く、次いで「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が33.3%、「わからない」が8.4%となっています。

手帳別にみると、発達障がいでは「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が最も高くなっています。

		⑧ あなたは訪問販売や通信販売などでだまされて、消費者被害にあったことがありますか。また、被害にあうことが心配ですか。							
上段:件数 下段:%		合計	被害にあったことはないし、心配もしていない	被害にあったことはないが、これからは心配だと思う	被害にあったことがあるが、これからは大丈夫だと思う	被害にあったことがあるし、これからは心配だと思う	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	447 46.4	321 33.3	33 3.4	24 2.5	81 8.4	14 1.5	43 4.5
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	356 48.8	246 33.7	23 3.2	6 0.8	55 7.5	11 1.5	33 4.5
	療育手帳	151 100.0	65 43.0	54 35.8	1 0.7	3 2.0	20 13.2	3 2.0	5 3.3
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	50 39.7	41 32.5	8 6.3	12 9.5	8 6.3	1 0.8	6 4.8
	発達障がい	44 100.0	11 25.0	19 43.2	4 9.1	4 9.1	4 9.1	1 2.3	1 2.3
	その他	127 100.0	57 44.9	43 33.9	4 3.1	4 3.1	8 6.3	3 2.4	8 6.3

⑨ あなたは今後、どのように暮らしたいですか。(1つだけ〇)

今後、どのように暮らしたいかについてみると、全体では「自宅で家族と暮らしたい」が58.8%と最も高く、次いで「一人で暮らしたい」が11.5%、「わからない」が9.3%となっています。

		⑨ 今後、どのように暮らしたいですか。							
上段:件数 下段:%		合計	一人で暮らしたい	自宅で家族と暮らしたい	グループホームで暮らしたい	施設や病院で暮らしたい	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	111 11.5	566 58.8	43 4.5	87 9.0	90 9.3	22 2.3	44 4.6
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	74 10.1	462 63.3	20 2.7	64 8.8	63 8.6	14 1.9	33 4.5
	療育手帳	151 100.0	15 9.9	62 41.1	23 15.2	27 17.9	16 10.6	3 2.0	5 3.3
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	26 20.6	63 50.0	4 3.2	4 3.2	17 13.5	6 4.8	6 4.8
	発達障がい	44 100.0	8 18.2	21 47.7	1 2.3	1 2.3	9 20.5	3 6.8	1 2.3
	その他	127 100.0	19 15.0	82 64.6	5 3.9	7 5.5	6 4.7	2 1.6	6 4.7

⑩ あなたが自宅など、地域で生活をしていくことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの3つに〇)

自宅など、地域で生活をしていくことを考えたとき、どのような支援があればよいと思うかについてみると、全体では「経済的な負担の軽減」が35.1%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が31.4%、「福祉のサービスが適切に利用できること」が30.0%となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳とその他では「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が最も高くなっています。

		⑩ あなたが自宅など、地域で生活をしていくことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。								
上段:件数 下段:%		合計	在宅で医療ケアなどが適切に受けられること	自宅以外に過ごす場所があること	障がいに対応した住居の確保	経済的な負担の軽減	意思疎通やコミュニケーションの支援	公共施設や交通機関などのバリアフリー化	福祉のサービスが適切に利用できること	グループホームが利用できること
全体		963 100.0	302 31.4	160 16.6	96 10.0	338 35.1	58 6.0	64 6.6	289 30.0	66 6.9
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	274 37.5	110 15.1	70 9.6	249 34.1	35 4.8	57 7.8	230 31.5	35 4.8
	療育手帳	151 100.0	17 11.3	35 23.2	19 12.6	40 26.5	15 9.9	7 4.6	40 26.5	19 12.6
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	26 20.6	27 21.4	13 10.3	54 42.9	11 8.7	5 4.0	29 23.0	10 7.9
	発達障がい	44 100.0	6 13.6	14 31.8	3 6.8	15 34.1	7 15.9	2 4.5	7 15.9	3 6.8
	その他	127 100.0	49 38.6	18 14.2	12 9.4	49 38.6	11 8.7	9 7.1	38 29.9	3 2.4

		つづき							
上段:件数 下段:%		相談支援などの充実	生活訓練などの充実	就労に向けた支援	近所や地域の人の理解	支援を必要としない	わからない	その他	不明・無回答
全体		152 15.8	41 4.3	58 6.0	127 13.2	54 5.6	149 15.5	27 2.8	87 9.0
手帳別	身体障害者手帳	94 12.9	26 3.6	24 3.3	68 9.3	46 6.3	112 15.3	21 2.9	74 10.1
	療育手帳	34 22.5	7 4.6	12 7.9	39 25.8	2 1.3	37 24.5	3 2.0	7 4.6
	精神障害者保健福祉手帳	25 19.8	9 7.1	22 17.5	26 20.6	5 4.0	18 14.3	3 2.4	8 6.3
	発達障がい	9 20.5	1 2.3	9 20.5	13 29.5	1 2.3	9 20.5	1 2.3	1 2.3
	その他	20 15.7	6 4.7	11 8.7	18 14.2	1 0.8	17 13.4	5 3.9	11 8.7

⑪ あなたは日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じたことがありますか。（1つだけ〇）

日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じたことがあるかについてみると、全体では「一定の配慮はなされていると思う」が33.5%ともっとも高く、次いで「わからない」が23.7%、「どちらかといえば配慮がなされていると思う」が23.1%、「どちらかといえば配慮がなされていないと思う」が5.8%、「ほとんど配慮がなされていないと思う」が3.3%、「わからない」が22.8%、「その他」が0.8%、「不明・無回答」が9.4%となっています。

上段:件数 下段:%		⑪ 日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていないと感じたことがありますか。							
		合計	一定の配慮はなされていると思う	どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う	どちらかといえば配慮がなされていないと思う	ほとんど配慮がなされていないと思う	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	323 33.5	222 23.1	56 5.8	32 3.3	228 23.7	8 0.8	94 9.8
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	255 34.9	172 23.6	38 5.2	22 3.0	165 22.6	7 1.0	71 9.7
	療育手帳	151 100.0	43 28.5	36 23.8	7 4.6	5 3.3	49 32.5	1 0.7	10 6.6
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	35 27.8	34 27.0	14 11.1	8 6.3	21 16.7	2 1.6	12 9.5
	発達障がい	44 100.0	13 29.5	11 25.0	4 9.1	2 4.5	11 25.0	-	3 6.8
	その他	127 100.0	40 31.5	34 26.8	11 8.7	3 2.4	22 17.3	1 0.8	16 12.6

⑫ あなたは市内の公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか。（1つだけ〇）

市内の公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについてみると、全体では「わからない」が28.5%と最も高く、次いで「そう思う」が26.8%、「ややそう思う」が23.7%となっています。

手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳とその他では「ややそう思う」が最も高くなっています。

		⑫ あなたは市内の公共施設（市役所など）が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか。							
上段:件数 下段:%		合計	そう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	258 26.8	228 23.7	71 7.4	47 4.9	274 28.5	7 0.7	78 8.1
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	203 27.8	177 24.2	53 7.3	32 4.4	204 27.9	4 0.5	57 7.8
	療育手帳	151 100.0	27 17.9	33 21.9	7 4.6	11 7.3	62 41.1	1 0.7	10 6.6
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	35 27.8	36 28.6	13 10.3	7 5.6	21 16.7	3 2.4	11 8.7
	発達障がい	44 100.0	9 20.5	12 27.3	5 11.4	2 4.5	15 34.1	-	1 2.3
	その他	127 100.0	32 25.2	40 31.5	10 7.9	11 8.7	20 15.7	2 1.6	12 9.4

⑬ あなたは市内の民間施設が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか。（1つだけ〇）

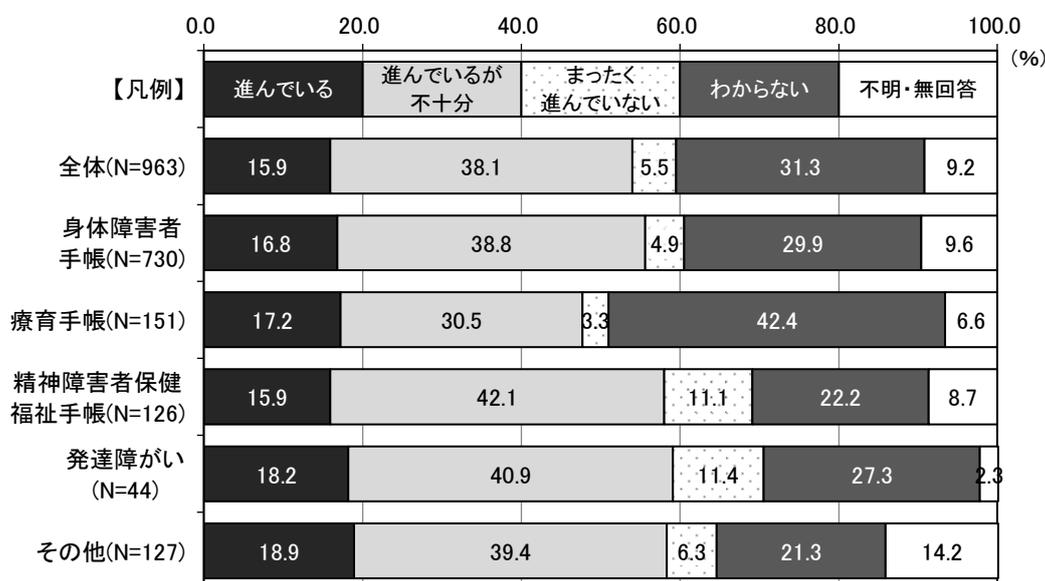
市内の民間施設が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思うかについてみると、全体では「わからない」が35.3%と最も高く、次いで「ややそう思う」が24.1%、「そう思う」が14.3%となっています。

手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳とその他では「ややそう思う」が最も高くなっています。

		⑬ あなたは市内の民間施設が高齢者や障がいのある人などに配慮されていると思いますか。							
上段:件数 下段:%		合計	そう思う	ややそう思う	あまりそう 思わない	そう思わない	わからない	その他	不明・無回答
全体		963 100.0	138 14.3	232 24.1	94 9.8	66 6.9	340 35.3	6 0.6	87 9.0
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	105 14.4	174 23.8	73 10.0	49 6.7	256 35.1	4 0.5	69 9.5
	療育手帳	151 100.0	17 11.3	33 21.9	10 6.6	12 7.9	70 46.4	1 0.7	8 5.3
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	21 16.7	40 31.7	11 8.7	13 10.3	27 21.4	2 1.6	12 9.5
	発達障がい	44 100.0	4 9.1	13 29.5	2 4.5	4 9.1	20 45.5	-	1 2.3
	その他	127 100.0	18 14.2	33 26.0	23 18.1	11 8.7	26 20.5	2 1.6	14 11.0

⑭ あなたは障がいや障がいのある人に対する理解は、進んでいると思いますか。
(1つだけ〇)

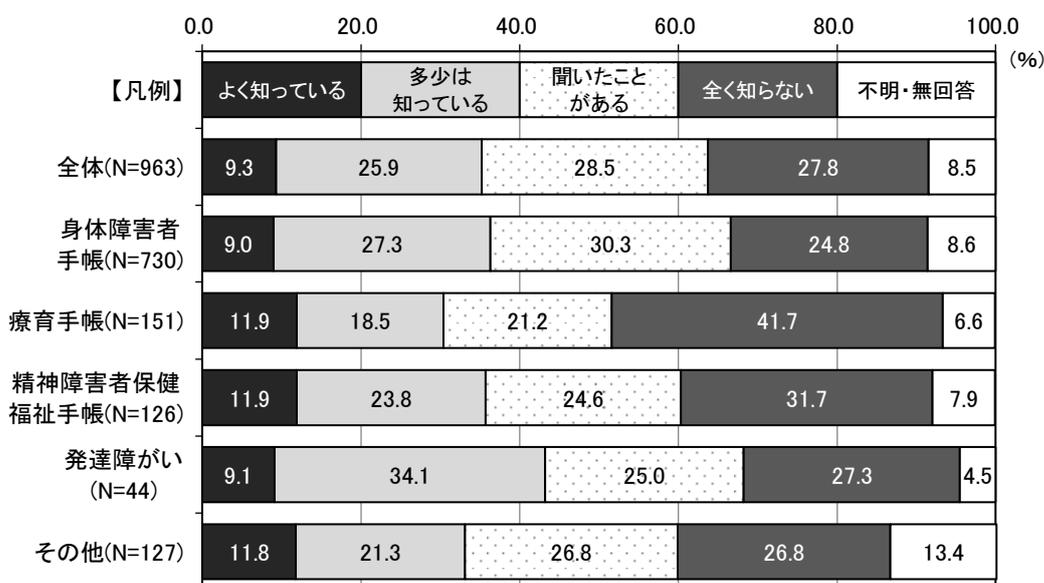
障がいや障がいのある人に対する理解は、進んでいると思うかについてみると、全体では「進んでいるが不十分」が38.1%と最も高く、次いで「わからない」が31.3%、「進んでいる」が15.9%となっています。



⑮ あなたは成年後見制度について知っていますか。(1つだけ〇)

成年後見制度について知っているかについてみると、全体では「聞いたことがある」が28.5%と最も高く、次いで「全く知らない」が27.8%、「多少は知っている」が25.9%となっています。

手帳別にみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では「全く知らない」が最も高くなっています。



⑩ 障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援は何ですか。
(主なもの3つに〇)

障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援は何かについてみると、全体では「わからない」が22.8%と最も高く、次いで「一緒に行く仲間」が20.2%、「適切な指導者」が20.1%となっています。

手帳別にみると、精神障害者保健福祉手帳では「適切な指導者」「一緒に行く仲間」、その他では「適切な指導者」が最も高くなっています。

		⑩ 障がいのある人が運動・スポーツを行う際に必要な支援は何ですか。									
上段:件数 下段:%		合計	体育館などの建物や設備のバリアフリー化	交通機関や道路のバリアフリー化	会場までの送迎	障がい者が利用できる簡易な予約方法	障がいにあわせたプログラムの充実	介助者や手話通訳などの支援	障がいに対応した情報の提供や問合せ方法の充実	施設や用具等を利用する際に必要な手続きの支援	障がいや障がい者、補助犬(盲導犬等)などに対する理解促進
全体		963 100.0	108 11.2	62 6.4	175 18.2	29 3.0	114 11.8	24 2.5	75 7.8	43 4.5	36 3.7
手帳別	身体障害者手帳	730 100.0	90 12.3	52 7.1	133 18.2	25 3.4	79 10.8	20 2.7	50 6.8	34 4.7	28 3.8
	療育手帳	151 100.0	13 8.6	9 6.0	28 18.5	2 1.3	18 11.9	4 2.6	17 11.3	8 5.3	4 2.6
	精神障害者保健福祉手帳	126 100.0	13 10.3	9 7.1	28 22.2	5 4.0	18 14.3	4 3.2	6 4.8	1 0.8	5 4.0
	発達障がい	44 100.0	3 6.8	1 2.3	6 13.6	1 2.3	6 13.6	2 4.5	1 2.3	-	-
	その他	127 100.0	10 7.9	8 6.3	19 15.0	4 3.1	14 11.0	4 3.1	12 9.4	6 4.7	5 3.9

		つづき								
上段:件数 下段:%		適切な指導者	一緒に行く仲間	スポーツ用具等の貸出し	施設の利用料減免	特にない	運動したいと思わない	わからない	その他	不明・無回答
全体		194 20.1	195 20.2	38 3.9	91 9.4	143 14.8	96 10.0	220 22.8	27 2.8	127 13.2
手帳別	身体障害者手帳	143 19.6	138 18.9	26 3.6	64 8.8	120 16.4	70 9.6	157 21.5	21 2.9	102 14.0
	療育手帳	24 15.9	32 21.2	9 6.0	10 6.6	14 9.3	22 14.6	46 30.5	6 4.0	12 7.9
	精神障害者保健福祉手帳	30 23.8	30 23.8	3 2.4	18 14.3	17 13.5	18 14.3	24 19.0	4 3.2	18 14.3
	発達障がい	12 27.3	11 25.0	1 2.3	4 9.1	7 15.9	5 11.4	13 29.5	1 2.3	3 6.8
	その他	31 24.4	25 19.7	8 6.3	15 11.8	12 9.4	18 14.2	24 18.9	3 2.4	19 15.0

(3) 障がい児アンケート調査結果の抜粋

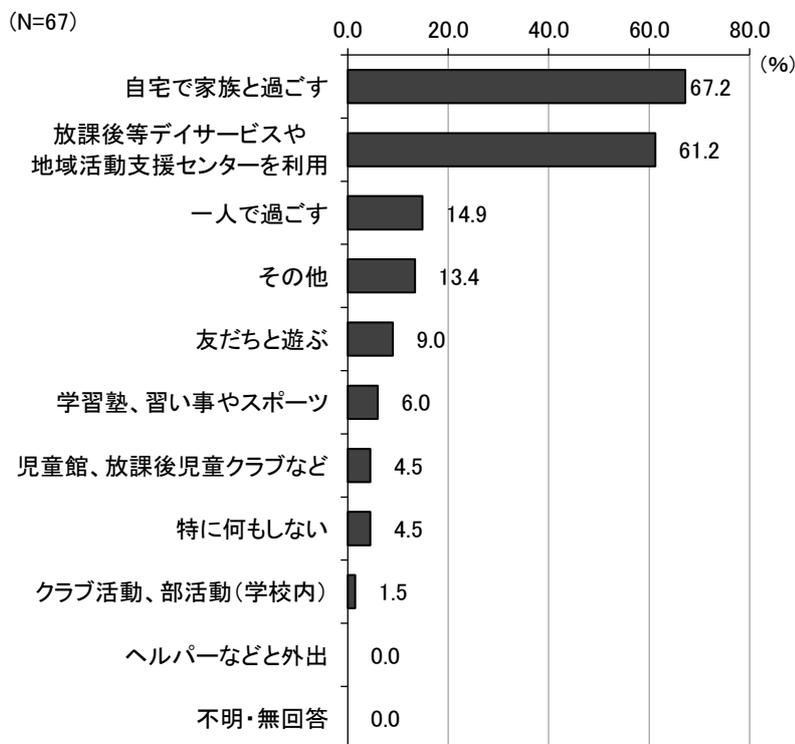
① あなたは障がいや障がいのある人に対する理解は、進んでいると思いますか。 (1つだけ〇)

障がいや障がいのある人に対する理解は、進んでいると思うかについてみると、「進んでいるが不十分」が70.1%と最も高く、次いで「まったく進んでいない」「わからない」が10.4%、「進んでいる」が9.0%となっています。



② お子さんが学校、幼稚園・保育所（園）等に通っていない時間、夏休み等長期休暇中の主な過ごし方は次のうちのどれですか。(あてはまるものすべてに〇)

お子さんが学校、幼稚園・保育所（園）等に通っていない時間、夏休み等長期休暇中の主な過ごし方についてみると、「自宅で家族と過ごす」が67.2%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスや地域活動支援センターを利用」が61.2%、「一人で過ごす」が14.9%となっています。



③ お子さんについて相談できる方はいますか。

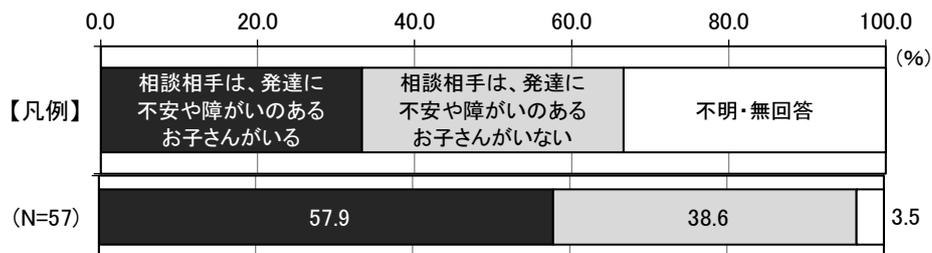
お子さんについて相談できる方はいるかについてみると、「相談相手がいる」が85.1%、「相談相手がない」が14.9%と、「相談相手がいる」が上回っています。



【③で「相談相手がいる」を回答された方にお聞きします】

④ その相談相手に発達に不安や障がいのあるお子さんがいますか。(1つだけ)

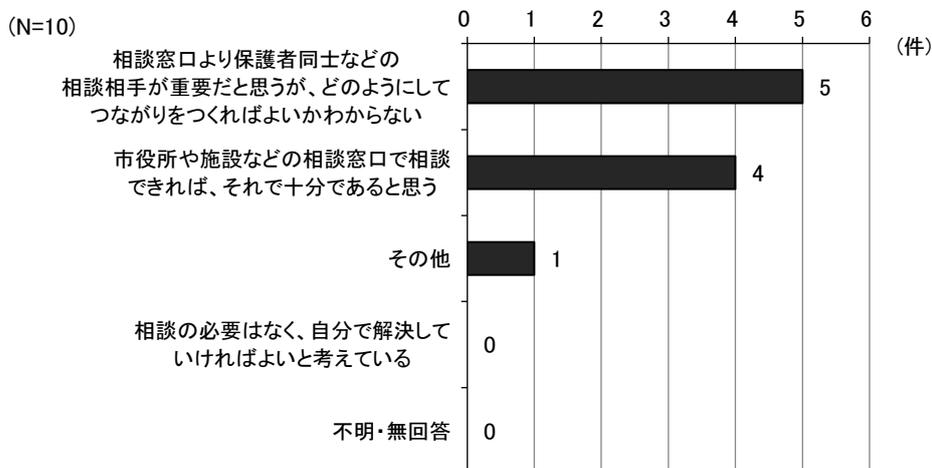
相談相手に発達に不安や障がいのあるお子さんがいるかについてみると、「相談相手は、発達に不安や障がいのあるお子さんがいる」が57.9%、「相談相手は、発達に不安や障がいのあるお子さんがいない」が38.6%と、「相談相手は、発達に不安や障がいのあるお子さんがいる」が上回っています。



【③で「相談相手がない」を回答された方にお聞きします】

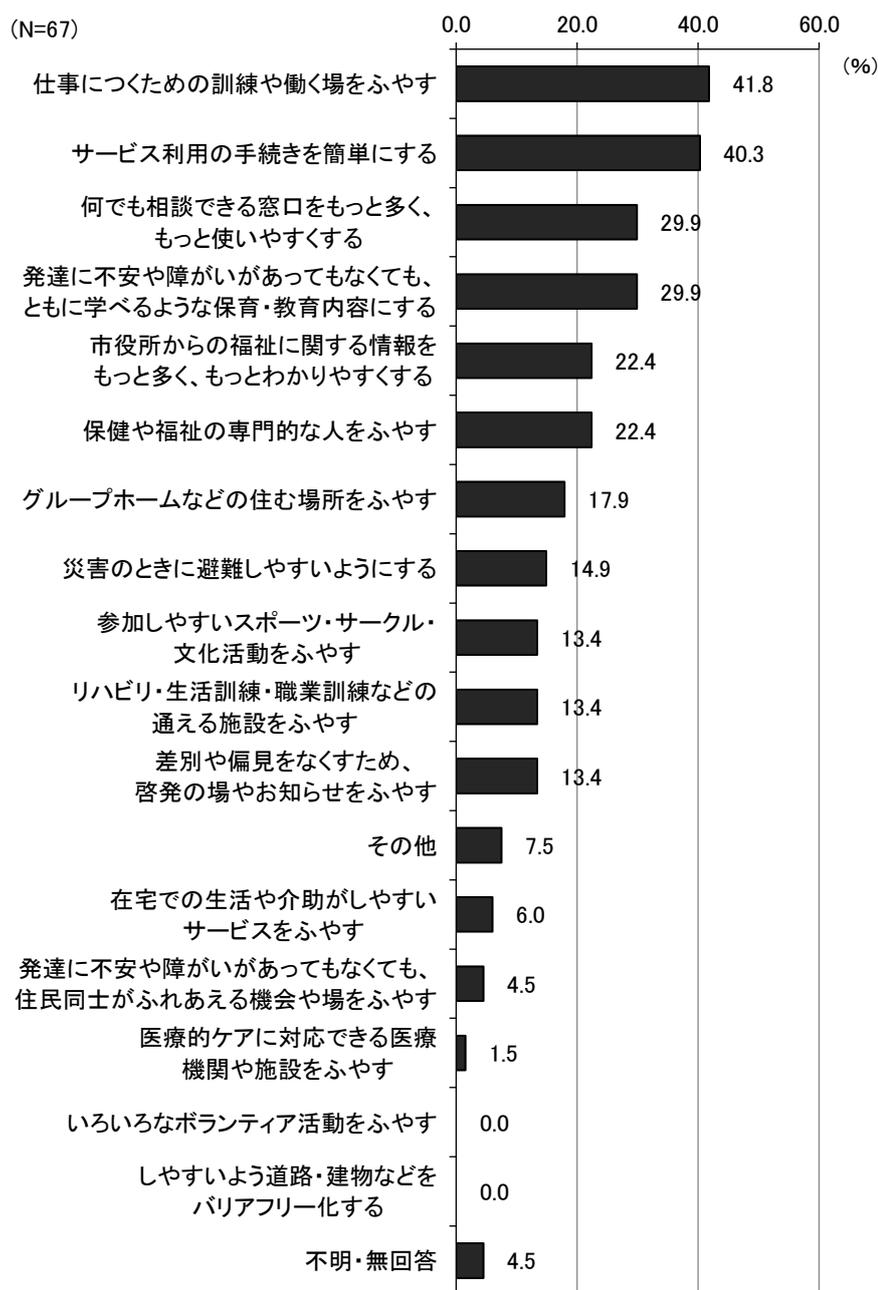
⑤ 相談についてどのようにお考えですか。(1つだけ)

相談についてどのように考えるかについてみると、「相談窓口より保護者同士などの相談相手が重要だと思うが、どのようにしてつながりをつくれればよいかわからない」が5件と最も多く、次いで「市役所や施設などの相談窓口で相談できれば、それで十分であると思う」が4件、「その他」が1件となっています。



⑥ 子育てをしていく中で保護者の負担軽減のために、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つに〇)

子育てをしていく中で保護者の負担軽減のために、どのようなことが必要だと思うかについてみると、「仕事につくための訓練や働く場をふやす」が41.8%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きを簡単にする」が40.3%、「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」「発達に不安や障がいがあってもなくても、ともに学べるような保育・教育内容にする」が29.9%となっています。



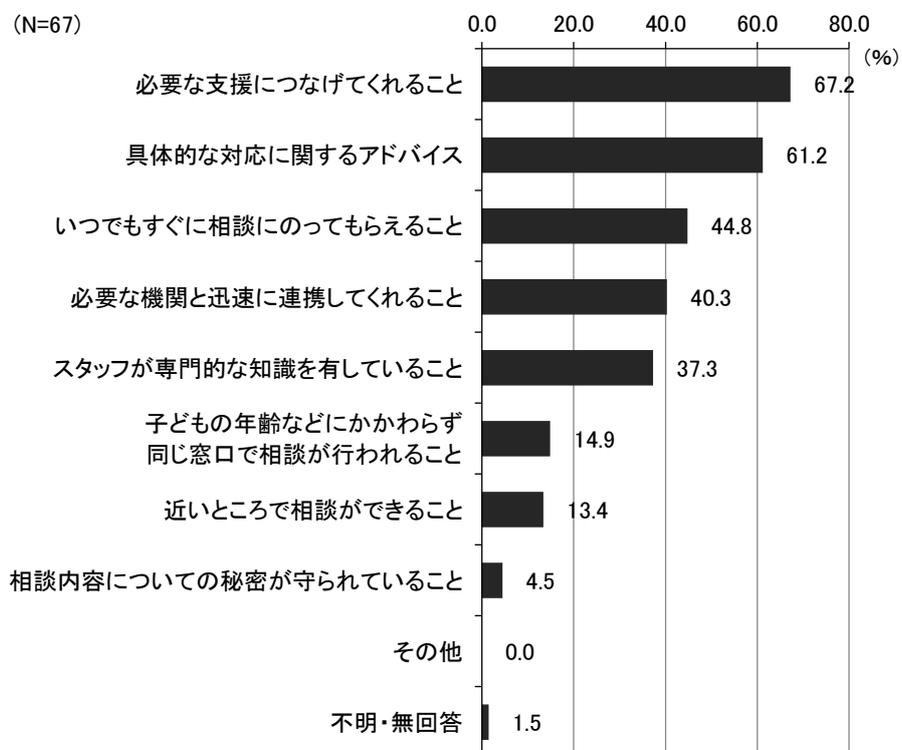
⑦ お子さんのことなどについて、主に相談する人（機関）はどなた（どこ）ですか。
（主なものを3つに〇）

お子さんのことなどについて、主に相談する人（機関）はどなた（どこ）かについてみると、「家族・親族」が59.7%と最も高く、次いで「教育機関（学校、幼稚園、保育所など）」が52.2%、「友人・知人」「障害福祉サービス提供者、施設の職員」が32.8%となっています。



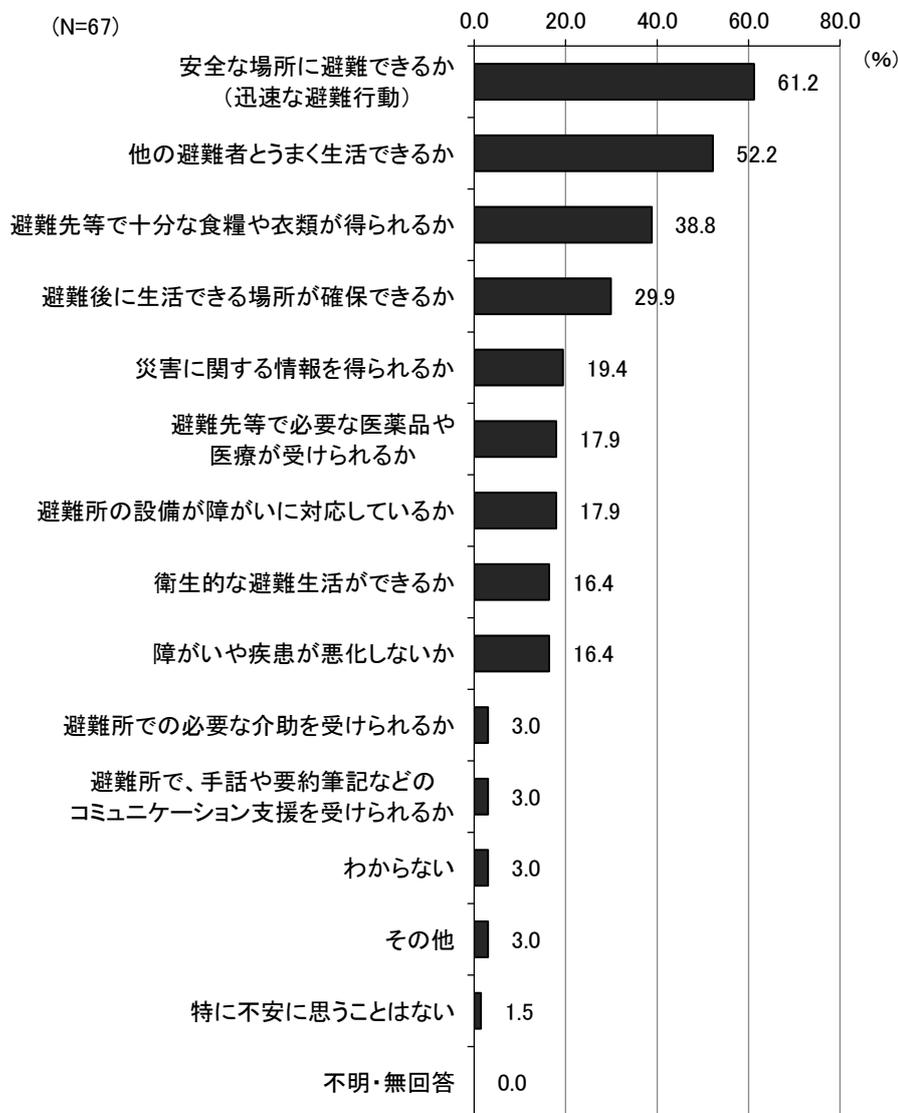
⑧ 相談機関に期待することは何ですか。(主なもの3つに〇)

相談機関に期待することについてみると、「必要な支援につなげてくれること」が67.2%と最も高く、次いで「具体的な対応に関するアドバイス」が61.2%、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が44.8%となっています。



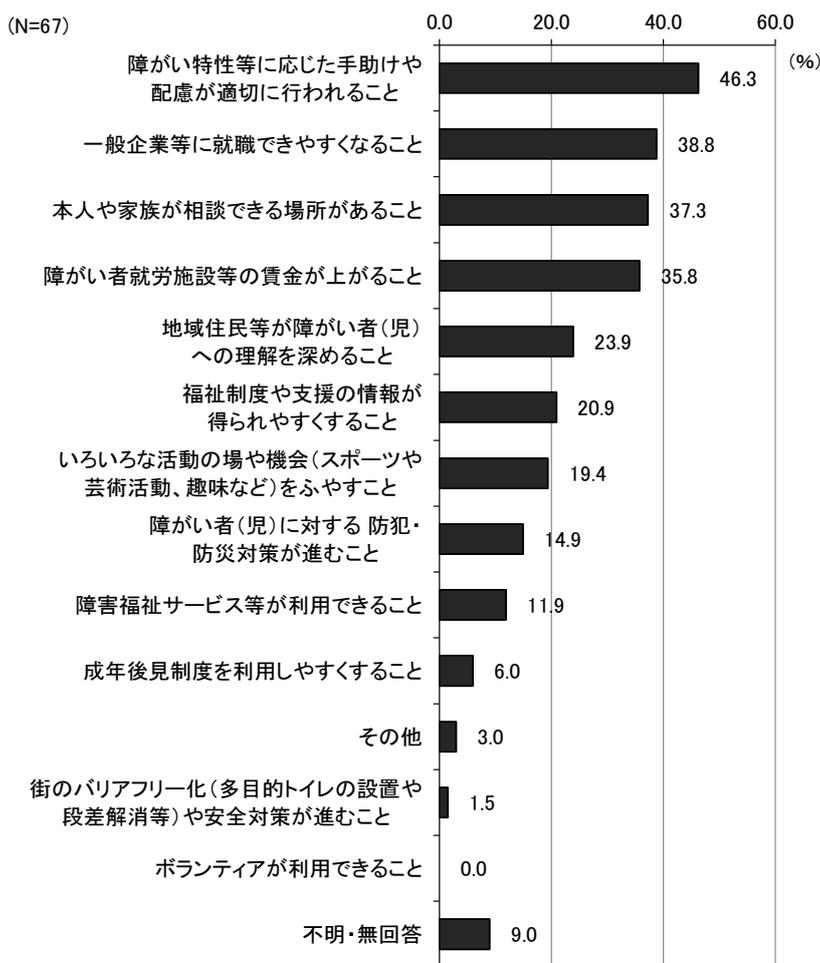
⑨ 地震等の災害が起きた時にどんなことが不安に思いますか。(主なもの3つに〇)

地震等の災害が起きた時にどんなことが不安かについてみると、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が61.2%ともっとも高く、次いで「他の避難者とうまく生活できるか」が52.2%、「避難先等で十分な食糧や衣類が得られるか」が38.8%となっています。



⑩ 今後、障がい者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取り組みについて、これまで以上に取り組む必要があると思うものは、どのようなことですか。
（主なもの3つに〇）

今後、障がい者（児）（難病患者等を含む。）の福祉向上のために必要な取り組みについて、これまで以上に取り組む必要があると思うものについてみると、「障がい特性等に応じた手助けや配慮が適切に行われること」が46.3%と最も高く、次いで「一般企業等に就職できやすくなること」が38.8%、「本人や家族が相談できる場所があること」が37.3%となっています。



伊予市
第3次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画

発行年月：令和3年3月

発行者：伊予市市民福祉部福祉課

伊予市米湊 820 番地

電話：089-982-1121

FAX：089-983-3354
